

(第一類 第一回国会)

衆議院内閣委員会議録第4号

昭和四八年二月二十二日(木曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 中路 雅弘君  
越智 伊平君  
奥田 敬和君  
吉永 治市君  
坂本 康雄君  
横路 孝弘君  
鉢切 大幹君  
林 恭一君  
吉永 治市君  
坂本 康雄君  
厚生大臣 厚生大臣  
農林大臣 農林大臣  
通商産業大臣 通商産業大臣  
運輸大臣 運輸大臣  
建設大臣 建設大臣  
(総理府総務長官) 国務大臣  
人事院 総裁 佐藤 達夫君  
給与局長 尾崎 朝夷君  
内閣総理大臣官房総務審議官 皆川 迪夫君  
内閣総理大臣官房長 厚生大臣官房長 平川 幸藏君  
総理府人事局長 曾根田 郁夫君  
農林大臣官房長 三善 信一君

理事 笠岡 番君  
藤尾 正行君  
木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 笠岡 番君  
藤尾 正行君  
木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

理事 木原 寒君

理事 加藤 陽三君  
中山 正輝君  
大出 俊君

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第八号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

航空事故調査委員会設置法案(内閣提出第一号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

国家公務員等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

外務大臣の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、航空事故調査委員会設置法の一部を改正する法律案、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案及び恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この法律案におきましては、先般日中交正常化に伴い、取り急ぎ政令により設置いたしておりました在中華人民共和国日本大使館を法律に規定するとともに、在中華民国日本国大使館、在台北日本國總領事館及び在高雄日本國總領事館に関する部分を削除することといたしております。次に、セイロンが昭和四十七年五月二十二日に國名をスリランカと変更したことと伴い、わがほうの大使館名を在スリランカ日本國大使館に改めるものであります。また、米国ジョージア州の州都アトランタに總領事館を新設し、同館に勤務する職員を支給する在勤手当の額を定めることとしております。

さらに、在勤手当の一部として新たに子女教育手当を設けることといたしております。この手当は、子女を伴う在外職員にとっての在外における子供教育のための経済的負担が過重になつておられます。

また、最近住居費の上昇がはなはだしい既設在外公館四十館について、これら公館に勤務する在外職員の住居手当の限度額を引き上げることとしております。次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申しあげます。

現在わが国はアジア諸国との関係において、日中外交正常化に伴い対中国関係を安定的な基礎の上に発展せしめるとともに、近年ますます緊密な経済、経済協力等の広範な分野において、積極的な対アジア外交を進めている次第であります。このような情勢を背景として、アジア局の事務量も増

大し、局内幹部の仕事が多端をきわめております。よつて、かかるアジア局の所掌事務の円滑な遂行に資するため、アジア局に次長一名を置き、局長を補佐し、局務を整理せしめることいたしております。

以上が法律案一件の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○三原委員長 齋藤厚生大臣

○齊藤國務大臣 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

第一は、環境衛生局に水道環境部を設置することであります。

言うまでもなく、水道は国民生活に欠くことのできない基幹施設であります。近年における生活水準の向上、都市化の進展に伴い、水道用水の需要は著しく増大し、このため新たな水道水源の確保及び水道事業の広域化が大きな課題となつております。

また、廃棄物についても、一般廃棄物、産業廃棄物とともに、その排出量の増大、質の多様化が著しく、重大な社会問題になりつつありますので、これに対処するため、処理施設の計画的整備はもとより、総合的な施策の展開が緊急の課題となつております。

これらの国民生活の基盤となる生活環境施設の整備を積極的に推進するため、新たに環境衛生局に水道環境部を設置しようとするものであります。

第二は、大臣官房の統計調査部を統計情報部に改組することであります。

最近の社会の急速な変化に對応しつつ、国民生活に密着した厚生行政の一そとの推進をはかるためには、従来の統計調査等に関する業務だけではなく、電子計算機を利用して各種の情報の整理、分析を迅速に行ない、その結果を行政に反映させる必要があります。このため、統計調査部を統計情報部に改組するものであります。

第三は、厚生省の附属機関として、従来の公衆衛生関係の四審議会を廃止統合して新たに公衆衛生審議会を設置することであります。

現在、公衆衛生に関する審議会は、個別の分野、個別の疾病に対応して設けられており、広く公衆衛生全般にわたって審議する場がありませんが、この分野においては、疾病構造の変化に伴い新たな行政需要が生じており、個別の疾患対策のワクを越えて広く国民の健康の維持増進について議論を設置し、新しい観点からの公衆衛生施策を

す。このため、現在の中央精神衛生審議会等公衆衛生関係の四審議会を廃止統合して、公衆衛生審議会を設置し、新規の見地からの施策を推進する必要があります。

一そう推進しようとするとともであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○三原委員長 櫻内農林大臣

○櫻内國務大臣 農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の水産業は、現在、名実ともに世界第一位の地位を占め、国民の動物性たん白質食料の供給源として、重要な役割を果たしております。

しかしながら、世界の全海域で操業しておりますわが国水産業も、最近の国際情勢の変化を反映して国際的規制がますますそのきびしさを加え、特に遠洋漁業につきましては、国連海洋法会議を前にして、发展途上国を中心とする領海及び漁業水域の拡大の動きによって、その存立が危うくなっています。

第一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第二十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第三十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第四十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第五十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第六十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第七十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第八十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第九十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百二十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百三十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百四十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十四には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十五には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十六には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十七には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十八には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百五十九には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百六十には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百六十一には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百六十二には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

第一百六十三には、水産庁に研究開発部を設置することによります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

なお、その他所要の規定の整備を行なうこととしております。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

内閣委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことと認められると認められる者たちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命し、その任期は三年とするこ

とをいたしております。なお、委員会には専門委員及び事務局を置くこととしております。

第四に、委員会は、航空事故の原因を究明する

あります。

経済の急激な成長に伴う都市化、工業化の結果、わが国の沿岸海域においての汚染ははなはだしく、漁業生産の面からも、また、国民に安全な食料を供給する観点からも、漁業についての公害対策の一そらの推進が必要であります。漁業生産のための重要な基盤である漁港につきましては、新たな整備計画を定めることとしたとしております。

このようないわゆる水産行政上の重要課題に積極的に対応するため、新たに第五次

の公害対策の実施につき十分な準備を整えておくことが必要であります。

航空行政にとって航空交通の安全の確保が最大の使命であることは言うまでもないところであ

ります。

航空行政によつて航空事故の原因について調査を行なつておることといたしておきます。

現在のところ

ための調査を行なうため必要があると認めるときは、航空事故の関係者からの報告の徵収、航空事故の現場への立ち入り検査、航空事故に關係する物件の提出要求等の処分を行なうことができる

ことといたします。

第五に、委員会は、航空事故の原因を究明するための調査を終えたときは、当該航空事故に関する報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならないことといたしてあります。

以上のほか、委員会の行なう調査に対する運輸大臣の援助、関係行政機関の協力、航空事故の原因に關係のある者の意見の聴取、罰則等について所要の規定を整備することといたしております。以上がこの法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いた

だきますようお願い申し上げます。

○三原委員長 金丸建設大臣

○金丸國務大臣 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

御承知のように政府におきましては、かねてより筑波研究学園都市の建設を鋭意推進してまいりましたが、昨年五月筑波研究学園都市に建設すべき四十三の試験研究及び教育機関等が閣議決定され早急にこれら機関等の施設の建設を行なうこととされました。これらのうち建設省が官庁營繕事業として建設を担当する三十六の国の試験研究機関等の施設にかかる膨大な事業量を、短期間に効率的かつ円滑に消化し、早期に事業の完成をはかるためには、本省が直接指揮監督し、一元的にこれらの事業を執行する独立の組織を設置する必要がありますので、本省に地方支分部局として臨時に筑波研究学園都市營繕建設本部を設置することといたしております。

また、住宅行政に関する事務運営について整備をはかることといたことに伴い、日本住宅公團監理官の制度を簡素化し、その定数二人を一人にすることといたしてあります。

ることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○中曾根國務大臣 通商産業省設置法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

戦後長きにわたりまして、通商産業省は、所得の向上を求める国民的要請にこたえまして、その

行政の重点を産業の発展と輸出の振興に置いてま

りいましたことは、皆さま御承知のことおりであります。

そして官民の努力によりまして、この目標はほぼ達成してまいったわけであります。

方、最近の内外における社会経済情勢の変化はまことに著しいものがあり、単純に産業の発展、輸出の振興をはかるということではなく、国民福祉

と国際協調、さらには将来にかけて産業が好まし

い发展を遂げるための新しい通商産業政策の展開が強く要請されております。

ひるがえって、現在の通商産業省の機構を見直してみますと、その骨格は、昭和二十七年に定められまして、自來それほど大幅な改正が行なわれることもなく、今日に至つております。新たな時代の要請にこたえるための通商産業省の機構のあり方に

つきまして、昨年来鋭意慎重な検討を進めてきた次第であります。その結果、このたび成案を得る

改正の第一は、通商産業省の任務に関する規定

の整備であります。通商産業省の任務のうち、輸

出品の生産の振興に関する規定を削除する等若干の規定の整備を行なっております。

改正の第二は、本省の内部部局の再編成であり

ます。現在の一官房九局を一官房七局及び資源エネルギー庁に改め、本省の内部部局として、大臣

官房並びに通商政策局、貿易局、産業政策局、立

地公害局、基礎産業局、機械情報産業局及び生活

産業局の七局としております。

改正の第三は、通商産業審議官の設置であります。

多角化し、かつ、複雑化しつつある通商産業行政に対するさまざまの課題に迅速かつ的確に対応するため、通商産業省の所管行政に関する重要事項について総括整理する通商産業審議官一人を新たに設けることとしております。

改正の第四は、現在の通商局及び貿易振興局を再編成し、通商政策局及び貿易局とすることであ

ます。通商政策局におきましては、対外的な通商政策を一元的に所掌することとし、このため、現

在貿易振興局で所掌しております通商経済上の

政策局に移すこととしております。貿易局におきましては、輸出及び輸入の増進、改善及び調整、輸出検査、輸出保険等貿易に関しまする事務を一

元的に所掌することとしております。

改正の第五は、産業政策局の設置であります。

現在の企業局を母体として、企業局が所掌してお

ります省の所掌にかかる事業の発達、改善及び調

整に関する事務の総括、流通消費関連事務等のほ

か、大臣官房の所掌しております商鉱工業に関する

基本的な政策及び計画の立案等に関する事務を行なうことといたしております。

改正の第六は、立地公害局の設置であります。

公害保安局と企業局の立地関係部局を統合して、

立地行政と公害防止行政の緊密化をはかるため、

立地公害局を設置することとしております。な

お、同局では火薬類、高圧ガス等の取り締まり、

鉱山保安に関する事務もあわせて所掌することといたしております。

改正の第七は、基礎産業局、機械情報産業局及

び生活産業局の設置であります。重工業局、化学

工業局及び鐵維雜貨局につきまして、それぞれが

所掌しております産業の産業構造上の地位、問

題の共通性等により、これを再編成し、基礎産業

局といいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ意のあるところを御質察いただ

き、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○三原委員長 坪川總理府給務長官

は、鉄鋼、非鉄金属製品及び化学工業品等を所

いたします。機械情報産業局においては、機械器具、自動車、機械類信用保険、情報処理振興

事業協会等に関する法律の施行事務等、鉄鋼以外

の現在の重工業局の所掌事務を所掌することといたしております。

改正第八は、現在工業技術院の附属機関である

工業技術協議会を産業技術審議会に改め、本省の

雜貨のほか、住宅等に関連いたします土木建築材

料等を所掌することとしております。

改正第九は、特許技監の設置であります。特

許技監は、命を受けて、工業所有権関係の事務の

うち、技術に関する重要な事項を総括整理することとしております。

改正第十は、資源エネルギー庁の設置であります。

許技監は、命を受けて、工業所有権関係の事務の

うち、技術に関する重要な事項を総括整理することとしております。

改正の第十一は、資源エネルギー行政の推

進の必要性にかんがみ、鉱山石炭局と公益事業局

を統合し、通商産業省の外局として資源エネルギー

ギー庁を設置することとしたとしております。資源

エネルギー庁は、鉱物資源の開発及び電力等のエ

ネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保等に関

する事務を行なうことを主たる任務とするとともに

に、同庁に内部部局として、資源及びエネルギー

に関する基本的な政策及び計画の立案等を行なう

長官官房並びに石油部、石炭部及び公益事業部の

三部を置くこととしております。

改正案の主要点は以上でございますが、ほかに若干の規定の整備を行なうこととしております。

なお、法の施行期日は、昭和四十八年四月一日

としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ意のあるところを御質察いただ

き、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○坪川國務大臣 大胆な議題となりました国家

公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正す

る法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年十二月二十七日、国家公務員の寒冷地手当についての人事院勧告が行なわれたのであります。が、政府としては、人事院勧告どおりこれを実施することとし、このたび、国家公務員の寒冷地手当に関する法律について、所要の改正を行なおうとするものであります。

すなわち、今回の改正におきましては、北海道在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に計算する額を、甲地及び乙地についてそれぞれ引き上げることとしております。

また、附則においては、この法律を昭和四十七年八月三十一日から適用することを規定しております。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国家公務員等の退職手当法については、民間における退職金の実情等にかんがみ、これを改善する必要が認められますので、政府としては、このたび、国家公務員等退職手当法について、所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、職員が公務上でない死亡により退職した場合において、その職員の勤続期間が二十年以上二十五年未満のときは法第四条、二十五年以上のときは法第五条の規定による退職手当を支給することとしたことであります。

第二は、公庫等に出向した職員の勤続期間の計算について、職員が休職により政令で定める公庫等の業務に従事した場合には、その全期間を通算することとともに、職員が任命権者の要請に応じ、退職して退職手当の通算規程のある公庫等の職員となつた場合には、退職手当を支給せず、その者が引き続いだり再び国家公務員等となつた場合には、国家公務員等の期間と公庫等の職員期間とを通算することとし、また、退職手当の通算するものであります。

算規程のある公庫等の職員が公庫等の要請に応じ、退職して国家公務員等となつた場合にも、そ

の公庫等の職員期間を国家公務員等の在職期間に通算したこととしたことであります。

第三は、職員が二十年以上三十五年以下の期間勤続して勤務等により退職した場合には、当分の間、法第三条から第五条までの規定により計算し

た額に百分の百二十を乗じて得た額の退職手当を支給することとともに、職員が勤続期間三十五年をこえて勤務等により退職した場合には、

当分の間、勤続期間を二十五年とした場合の支給割合に百分の百二十を乗じて得た割合により計算いたします。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日その他所要の措置について規定しております。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

昭和四十六年度及び昭和四十七年度における国家公務員の給与改善率により、恩給年額を、昭和四十八年十月分から二三・四%増額しようとするものであります。

その第二点は、老齢の文官等に対する待遇の改善であります。

上二十五年未満のときは法第四条、二十五年以上のときは法第五条の規定による退職手当を支給することとしたことであります。

第一は、職員が公務上でない死亡により退職した場合において、その職員の勤続期間が二十年以上二十五年未満のときは法第四条、二十五年以上のときは法第五条の規定による退職手当を支給することとしたことであります。

第二は、公庫等に出向した職員の勤続期間の計算について、職員が休職により政令で定める公庫等の業務に従事した場合には、その全期間を通算することとともに、職員が任命権者の要請に応じ、退職して退職手当の通算規程のある公庫等の職員となつた場合には、退職手当を支給せず、その者が引き続いだり再び国家公務員等となつた場合には、国家公務員等の期間と公庫等の職員期間とを通算することとし、また、退職手当の通算するものであります。

六十五歳未満の旧軍人等に給する加算恩給の年額を計算する場合には、実在職年の年数が普通恩給についての所要最短在職年数に不足する一年ごとに百五十分の三・五を減算することとしておりますが、六十歳以上の者に給する加算恩給については、この減算率を百五十分の二・五に緩和しようとするとあります。

その第五点は、傷病恩給の特別加給の引き上げります。

この法律案による措置の第二点は、恩給年額の増額であります。

昭和四十六年度及び昭和四十七年度における国家公務員の給与改善率により、恩給年額を、昭和四十八年十月分から二三・四%増額しようとするものであります。

その第六点は、扶養加給額の引き上げであります。

その一は、傷病恩給受給者の妻にかかる加給の年額を、二万四百円から二万八千八百円に引き上げようとするものであります。

その二は、增加恩給等の受給者の妻以外の扶養家族及び公務関係扶助料受給者の扶養遺族にかかる加給の年額は、一人に限り七千二百円、その他は一人について四千八百円となつておりますが、これを一人まではそれぞれ九千六百円、その他は一人について四千八百円に改善しようとするものであります。

その第七点は、準公務員の在職期間の通算方法の改善であります。

準公務員である特定郵便局長、准訓導等が引き続いて公務員となつた場合には、その準公務員としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を通算することとしておりますが、これを全部通算しようとするものであります。

その第八点は、外國特殊機関職員の在職期間の通算条件の緩和であります。

公務員としての前歴を有しない満洲拓殖公社、上海共同租界工部局等の外國特殊機関の職員について、これから少しこまかくなるかもしれません

でを限度として算入しようとするものであります。

その第四点は、六十歳以上の旧軍人等の加算減率の緩和であります。

六十五歳未満の旧軍人等に給する加算恩給の年額を三十二万円から六十万円に、同じく恩給外所得の基準額を百六十万円から三百万円に、それぞ

れの基準額を三十万円から六十万円に、同じく恩給外所得による停止に関する普通恩給の基準額を三十二万円から六十万円に、同じく恩給外所得の基準額を百六十万円から三百万円に、それぞ

れ引き上げようとするものであります。

以上のほか、一般文官の職務加算年を旧軍人等の恩給の基礎在職年に算入し、海外等において抑留された一般文官に対し加算措置を講じ、教育職員にかかる勤続加給条件を緩和するとともに、有罪とならなかつた戦犯容疑者の拘禁期間を通算する等所要の改善を行なうこととしております。

その第五点は、恩給外所得による停止に関する普通恩給の基準額を三十二万円から六十万円に、同じく恩給外所得の基準額を百六十万円から三百万円に、それぞ

れ引き上げようとするものであります。

以上のほか、一般文官の職務加算年を旧軍人等の恩給の基礎在職年に算入し、海外等において抑留された一般文官に対し加算措置を講じ、教育職員にかかる勤続加給条件を緩和するとともに、有

罪とならなかつた戦犯容疑者の拘禁期間を通算する等所要の改善を行なうこととしております。

その第六点は、扶養加給額の引き上げであります。

その一は、傷病恩給等の受給者の妻にかかる加給の年額を、二万四百円から二万八千八百円に引き上げようとするものであります。

その二は、增加恩給等の受給者の妻以外の扶養家族及び公務関係扶助料受給者の扶養遺族にかかる加給の年額は、一人に限り七千二百円、その他は一人について四千八百円となつておりますが、これを一人まではそれぞれ九千六百円、その他は一人について四千八百円に改善しようとするものであります。

その第七点は、準公務員の在職期間の通算方法の改善であります。

準公務員である特定郵便局長、准訓導等が引き続いて公務員となつた場合には、その準公務員としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を通算することとしております。

その第八点は、外國特殊機関職員の在職期間の通算条件の緩和であります。

がお尋ねをしていきたいと思うのです。  
初めに、毎年毎年北海道を中心にして要求を一  
てまいりまして、四年かかつてしまつたわけです  
ね。毎年出るような出ないような話が二、三年前  
からあって、とうとうここまできてしまつたとい  
うこの間の経緯について、皆さんのほうでどうう  
う調査を進められてきた結果四年ぶりに出ること  
になつたのか、まずその辺から説明をしていただ  
きたい。

議会その他いろいろお話をござりますけれども、算定の根拠が不明確だというお話は伺つておりません。

今回改正をいたしました中身といたしましては、従来の石炭手当的なものが現在北海道計算額という形で通称されてきておりますけれども、その内容につきまして、四十三年以來の石炭の価格動向を見てまいりますと、最近の調査におきましては二七・八%上がつておるということがござります。しかし、他面におきまして石炭の使用が非常に減つておりますで、石油のほうにかわってきておるという面がございますものですから、この二七・八%の石炭の値上がりをそのまま引き上げていくという関係はやはり適当ではございませんので、石油にかわってきておるほうにおいてはどういう価格動向であるか、どういうふうに上がっておるかという点を見ますと、このほうは上がってないという点もございますので、この両方をいわば加重平均をいたしまして、その上がり方としまして約一五%、一五・八%上げるということになりましたわけでございます。

これは全道平均の話でございますが、先ほど申し上げましたように、北海道内につきましては、従来からの関係では、道東、道北が一番寒いわゆる甲地ということになつておりますが、札幌付近の道央、それから道南という三つの区分がなされておりまして、その三つの区分の関係が、従来のあり方から簡単に申し上げますと、道南の付近では三・一トン分、それから道央の場合には三・三トン分、道東、道北の場合には三・六トン分という形の比例的な形になつておるわけでございますけれども、この関係は寒冷の実態にはやはり比例してないという関係がございますので、今回その関係を寒冷の関係にもう少し比例させることを考えて、その比例関係を改めるということを考へまして、三千五百円の増額ということになりました。

○横路委員 きょうはわりと時間がたっぷりある  
ようなので、そういう大まかなあれじやなくて、  
もうちょっと詰めた数字で示してもらいたいと思  
うのです。  
いま、四十三年のときの甲地三・六トン、乙地  
三・三、丙地三・一というような数字ですが、こ  
の間の四十五年のときのこの内閣委員会における  
議論によると、そのときは、カロリーは六千六百  
七十六カロリーで、トン当たり単価は七千七百四  
十一円、トン当たりの運搬費が五百二十四円で、  
トン当たりの価格が八千二百六十五円になつて、  
その後三・六トン、三・三トン、三・一トンと、  
こう配分したということになつております。いま  
局長のほうは、結論だけで二七・八%の値上がり  
だと、こうおっしゃつたわけですけれども、その  
二七・八%上がつておるというのも、これは簡単  
に信するわけにいかないわけでありますと、一  
どういう計算の結果二七・八%というようにおた  
くのほうで見られたのか、その内容をひとつ御説  
明いただきたい。  
○尾崎政府委員 石炭価格につきましては、從来  
のいきさつもございまして、昭和二十四年以降  
ずっと動向を調べてまいりておるわけでございま  
す。北海道における主要都市につきまして、人事  
院が北海道厅と一緒になりまして調査をいたすと  
いうことでやつてまいりますが、これが、昭和四  
十三年におきましては、トン当たり七千七  
百四十一円、運搬費が平均五百二十四円という  
ことで、合計トン当たり八千二百六十五円という  
ことで調査をいたしたわけでございます。これが昨  
年の現在におきましては、九千八百五十円、運搬  
費が七百十五円ということで、一万五百六十五円

○横路委員 石油のほうは一〇〇から九三・六に下がっていますね。これはどういう数字ですか。  
○尾崎政府委員 石油につきましては、從来古いものは總理府統計局の小売り物価統計調査によりておりまして、昭和四十二年十月から四十三年四月までの平均が八ハーフィットル当たり三百六十円ということです。それで、これは何カロリーの計算ですか。  
○横路委員 石炭のほうはさっき出された数字でなっているということです。  
○尾崎政府委員 北海道の石炭価格調査と申しますのは、実際に家庭用燃料として販売されております石炭のすべてを調査をしておりまして、それがいろいろなカロリー種別がございますし、その単価が幾らというのがございますし、そしてそれがどういう量で売られたかという関係がございまして、そういう趣旨でございますが、本年の場合には六千七百六カロリーということになっております。なお四十三年の場合には六千六百七十六カロリーということになります。  
○横路委員 今までの議事録調べてみますと、私たちのほうが北海道の人事委員会のほうからもらっている資料と、皆さんのほうといつも違っているようですね。北海道の人事委員会の調査のほうが大体高くて、皆さんのほうが、どこでどう値切るのか知りませんけれども、安くなっている、こういうことになっているわけです。その辺のところはどうもよくわからぬのですね。そこで、一体いつどういう調査をされたのか。調査されたのは一緒にやられているわけでしょう。同じ数字をつかまえておいて、結論だけ違つて出て

くるというのはどうもよくわからぬのですね。どういう操作をされたのですか。

たとえばいまのがかりでいきますと、六千七百六カロリーですが、六千七百カロリーで押え

炭のうちの七四・四%だという。これが幾らかと  
いうと、一万四百十六円ですよ。そのほか、粉炭  
なんというのは、もう最近ほとんど使われていま

せんから、一〇〇%程度のものでしょ。そうすると、これをどういうふうにやつたとしたって、平均価格をそこで出してみれば、かなりの額にな

るわけですね。皆さんのほうのトン当たりの単価  
九千八百五十円よりははるかに高い。どういう計

算をしたて、一戸以上にならぬまうということになる。これは運搬費を除いて、トン当たりだけの単価ですね。これは北海道人事委員会の調査と

同じなわけでしょう。どうして結論だけ違つてくるのか、その辺のところを明確にしてください。

ついて調査をしているわけでございますけれども、どこが違うということをわれわれも從来からいろいろエックとしているつたる二二二二。

北海道人事委員会の場合には店頭の表示価格によって調査をしておるところでござります。

格、つまり夏場の値引きされている価格という関係もあると思いますけれども、そういう実際に売

らで、現在の価格を調査するといふことであつてお  
ります。

○尾崎政府委員 御必要であれば提出いたし  
すか。

○横路委員 北海道人事委員会のほうだつて、これは皆さんのはうに資料が行つてゐると思ひます

か、単なる店頭価格じゃなくて、ちゃんと補正して出しているわけでしょう。しかもそれは、値引きをなすといったところで、最近は、灯油にしても石炭にしてもそんなんですかけれども、大体手当

が出るその一ヵ月ぐらいために、やはりちゃんと売るほうは売るほうで考えておるわけなんですね。上がつておるわけですよ。だから、皆さんのはうは実際にどういうやあいに調査されたのか。全く対象が同じで、理屈としては、店の表示価格と実際に売られている価格の差といつてみたところで、実際に売られている価格というのは、皆さんのほうで一体どういうぐあいにして調べるか。買っているほうから聞いておるわけじやないか。買っているほうから聞いておるわけじやないでしょ。どうせ売っているほうへ行って調べておるわけじやない。そんなに大きな差が出てくるはずがないじやありませんか。

○尾崎政府委員 この北海道の石炭関係につきましては、ずいぶん昔から、夏場のなるべく安い時期に買おうようにしてもらいたいという希望が非常に強うございまして、だんだんその支給時期が年々なりまして、現在は八月の三十一日にもう支給するという形にしておるわけでございます。そういう八月の一一番安い時期に支給するという形にしておるわけでございますけれども、そういう関係と合わせて考えてみると必要があるわけでございまして、実際におどりだけで売りますかということで、その小売り店の実際に売る価格について調査をするというにしておるわけでございまして、そういうう点で北海道の人事委員会とは若干違つておるという点は確かでござります。

○横路委員 いや、違つておるのは確かだとおしゃつたつて、それが数字のすべての基本になつてしていくわけですからね。そこで、北海道人事委員会あたりの調査をもとにして計算するのと、かなり違つてくるわけですよ。これは、今回の勧告の中心の数字にもなり、なおかつ今度の改正の基本になつていいわけですからね。そこで、皆さんのほうでは七月の一日の日にやられるわけですね。その対象について、一体だれがどういう調査をやるわけですか。調査方法について、もうちょっとお尋ねします。

ざいまして、北海道の人事院の事務局と北海道人事委員会とで協議して、店舗を選定いたしまして

○横路委員 では、どうして調査方法が違つてく  
調査するということをさせます。

○尾崎政府委員 やはり私どもとしましては、私どもで調査をしたものを見ても信頼をするというこ

て、いかなるを得ませんし、その場合におきましては、実際に売られる価格というものを中心にし、調査をするということになります。

○横路委員 調査の対象は一緒になんでしょう。道の人事委員会のほうと皆さんと一緒にやられるわけでしょうね。同じところを調査するのに、一方は

小売り価格を調べて、片一方は実際に幾らで売っているかなんというような、そういう調査を一緒に

にやっているわけじゃないでしょ、ともかく協力して同じ調査をやっているわけでしょ。だからそこがやはりごまかしがあると思うのですよ。

同じ調査をやっておって、こつちはこうだああだと言つたつて、実際にそれがどうなんだというのはわかれわかれ確かめようがない。ともかく人事委員

会のほうでは、北海道のほうではこういう調査を皆さんと一緒にやられましたといって、結果をばらして資料として、しっかりと二つに分けて

皆さんのはうで勧告の基礎にしている数字と、こ  
と資料としてわざわざのところにも手元に資  
料としてもらっているわけですよ。その資料と、

これはこまかいことですが、ともかく違つてきているわけです。これはかなりはね返りがずっとあるわけですね。いま御答弁されたのと同じ御答弁

を、四十三年のときにも給与局長がされているわけですねけれども、どうもそれは何かごまかしだけに使つていいようと思つて、今、此事件にこだ

いう調査をやつてゐるのか、北海道のほうへ行つて調べてみると、そんな数字が違つてくるような

**○尾崎政府委員** 一緒に調査をしていることは確か  
かうじょくどくじょんせんぶくいん ほんじゆく いっしょに しらべを おこなっていることは確  
ねですね。 調査になりっこないでしょ、いまやつてある調  
査からいえば、だからどうもそれだけではわから  
ぬですね。

北海道人事

委員会とされでは店舗価格主義、私どものほうでは実際に売られる価格主義ということをございまして、私どものほうとしては、それが正しいとうように考えております。

○横路委員 実はこの石炭手当、皆さま方なかなかそうおっしゃらないけれども、これの性格づけの議論をあとやることになるわけですね。皆さん方の中では、実は非常に問題なんですね。皆さん方のほうの、たとえば実際に売られている価格と、こういまおっしゃったのをひ頭の中にきざんでおいていただきたいのですけれども、それでは実際に使っている暖房費でもって今回のこの勧告が出ているかということになると、そうではないでしよう。いろんな数字のうまいごまかしをやって、寒冷度係数なるわからぬ概念を持ち出してきてやっているわけでしょう。だから、実際に使っている費用をあくまでもとにして、それを皆さん方が、北海道における加算額、つまり石炭手当として払うんですよということであるならば、それはそれでいいですよ。そのところは確認しておいていいですか。

○尾崎政府委員 結局、石炭手当はどういう性格のものかという性格論になつてまいるかと思いますが……

○横路委員 まだちょっとそこまでは……。

○尾崎政府委員 またそういう御質問によつてお答えしたいと思います。

○横路委員 大出議員が来られましたけれども、四十三年にはやはり、北海道人事委員会の調査と違うじゃないかという議論をして、給与局長は同じような答弁をされている。それで、北海道の人事委員会でもつてどういう調査をやつているのか、私どものほうも調べてみたわけですよ。そうしたら、皆さん方と全く同じ調査をやつている。だから、北海道の人事委員会のほうでは、どうしてこうなるかわからぬと言つているわけです。つまり、人事院のほうの数字はどうしてあんな数字になつて出てくるのかわからぬ。実際の店舗価格だ、こうおっしゃるのだから、ではそれについ

て資料をあとで出してください。

たとえば、これはどうしたことになりますか。

これは数字の違いが出てきようがないと思うのです

ですが、運搬費ですね。これは北海道の人事委員会

の調査と違うでしょう。

○尾崎政府委員 運搬費は、私どものほうは平均

して七百十五円、北海道人事委員会の場合には七

百三十円という形で、十五円の違いがございま

す。これは同じデータでございますけれども、私

どもは国家公務員に支給するという立場でござい

ますので、それぞの都市で調査をしました場合

には、その都市に在住する国家公務員の者にどう

いう運搬費がかかるかという点で、そういう角度

で国家公務員のウエートをかけて平均をするとい

う形でやっております。

○横路委員 なぜ国家公務員だけ選び出さなけれ

ばならないのですか。要するに運賃として幾らか

かっているかということでしょう。その石炭を売

るときに、国家公務員に幾らで売っているかなん

という、そういうばかりみたいな調査をやっている

わけじゃないでしょ。一般的に石炭は幾らでと

うか、運賃については。

○横路委員 さつき申し上げましたように、

それぞれの店頭におきまして、たとえば一キロ未

満の場合には幾ら、一キロ以上二キロ未満の場合

には幾らという運搬費表がそれぞれございます。

それを確かめまして、それぞの国家公務員の在

住人員というものを一方において調査をしまし

て、平均したということでございます。

○横路委員 要するに、店のほうで幾ら運賃を

取っているかというの、平均すれば七百三十円

ということになるわけでしょう。そうですね。そ

れは石炭なんというの、たとえば大都会になり

なるときには、たとえば札幌なり釧

路なり帯広なりの、それぞれの小売り店で調べて

くるわけでございます。その場合に、石炭の値段

のほうは、実際に売ったものがどういう品質であ

りどういう量であったかということで平均をする

ところが、筋だと思いますけれども、運搬費の

ほうは、そういう石炭を今度は実際に買う人のと

ころに運搬する話になつてしまふわけです。です

から、ただ各都市に一人づついるというような平

均のしかたも、それは一般論としてはござります

けれども、私どもは、国家公務員に対する寒冷地

手当の支給に関する法律というたてまえに従いま

して国家公務員に支給するというのがたてまえで

ござりますから、国家公務員に支給する運搬費と

いうものは幾らかかるだろかということで平均

をするというのが、考え方としては筋ではなか

るかというように考えております。

○横路委員 それはどういう調査をされたなんです

か、運賃については。

○尾崎政府委員 さつき申し上げましたように、

それぞれの店頭におきまして、たとえば一キロ未

満の場合には幾ら、一キロ以上二キロ未満の場合

には幾らという運搬費表がそれぞれございます。

それを確かめまして、それぞの国家公務員の在

住人員というものを一方において調査をしまし

て、平均したということでございます。

○横路委員 要するに、店のほうで幾ら運賃を

取っているかというの、平均すれば七百三十円

ということになるわけでしょう。そうですね。そ

れは石炭なんというの、たとえば大都会になり

なるときには、たとえば札幌なり釧

路なり帯広なりの、それぞれの小売り店で調べて

くるわけでございます。その場合に、石炭の値段

のほうは、実際に売ったものがどういう品質であ

りどういう量であったかということで平均をする

ところが、筋だと思いますけれども、運搬費の

ほうは、そういう石炭を今度は実際に買う人のと

ころに運搬する話になつてしまふわけです。です

から、ただ各都市に一人づついるというような平

均のしかたも、それは一般論としてはござります

けれども、私どもは、国家公務員に対する寒冷地

く、運賃というのはかかつてくるんだというよう

に考えれば、そこでもって、いろいろどういう計

算をされたか知られけれども、計算しておつて、

こっちが安いからこっちでいいこうというような理

屈にはならないんじやないですか。現実に全部の

公務員について調べてみて、運賃は幾らかとい

うことは高いほうが正しくて、安いほうが絶対間

違つておるという根拠もまたないわけでございま

して、北海道のほうは北海道のほうで、道議会か何

かで大いに追及していくだけで、これはどういう

くまである程度のサンプル調査でしよう。そう

するとやはり、各地でもつて一番広くやついて

出でてくる平均値を、何だかんだ皆さんのはうでい

るいろ苦労されたんだらうけれども、苦労され

た五円安目のところを見つけてやつたということ

になれば、これは七百十五円であつてもいいし、

そういう数字に

なつてゐるのじやないです。その買った公務員

の住居をどういうぐあいに選定されたか知らない

けれども、だから、そつとあつちこつちにあるわけ

ですよ。だから、あまり小細工をやらないで、き

らぬといふところだと、これは地域的な格差は

あるだらうと思うのです。そうでしょう。ところ

が、公務員だからといって特に安いわけじゃない

んですね。運賃が国家公務員だから安くなるとい

うことでもなければ、皆さん方のほうで、その店で

じやないので、かなり遠くから運搬しなければな

くともねければ、皆さん方のほうで、その店で

その上に運ぶのに、さらに一階の人が幾ら、二階

の人が幾らとまた金がかかるわけですよ。それが

全然今度の場合考慮されていないわけでしょう。

そうすると、ここでもつてどういう公務員の選定

をして、どういう数字の操作をされたのかわから

ぬけれども、ともかく七百十五円といつて、ここ

で十五円値切る理由は、私は全くないと思うので

すね。だからその辺のところが、先ほど何も言つ

ていないとおつしやつたけれども、寒冷地手当改

善に関する要請書というのが北海道知事そのほか

の六者の名前で、ことしの一月ですか、出てお

る。その中に、どうも算定の基準がよくわからぬ

つまに北海道における人がみんな算定の基準がよく

わからぬ、こう言つているわけですよ。どうです

か、こんなところ十五円なんか値切らないで……。

○佐藤(透)政府委員 全く十五円値切ったという

ような話になつてしまいまして、ちょっといたた

まれなくなつておるわけでございますが、こうい

うことは高いほうが正しくて、安いほうが絶対間

違つておるという根拠もまたないわけでございま

して、北海道のほうは北海道のほうで、道議会か何

かで大いに追及していくだけで、これはどういう

くまである程度のサンプル調査でしよう。そう

するとやはり、各地でもつて一番広くやついて

出ができます。この場では、われわれ

としては正しい方法でやりました、合理的な方法

でやりましたということで突っ張る。突っ張ると

五円や二十円の値切り根性でこういう仕事に當

算定をしたかということで、そこで公正なる御算

出ができると思うのです。この場では、われわれ

にいっておる面もお察しいただけると思いますか

であります。たゞその点は御了解いただきたいと思

います。

○横路委員 ではそれ、数字の出でてきた、どう

ういう調査をされたのかということですね。あとで

できれば資料として出していただきたい。この三

万六千八百円というのが、甲乙——丙は据え置く

ということになりますけれども、その出てきた数

字。先ほどいろいろなことをおつしやつておった

けれども、では数式でいうとどういう計算でこう

なつたのか。これもやはりちゃんと議事録に残し

ておくほうがいいと思いますので、たとえば甲地

についてどういう数式の結果こうなつたのかとい

うのを出してください。

○横路委員 ではそれ、数字の出でてきた、どう

ういう調査をされたのかということですね。あとで

できれば資料として出していただきたい。この三

万六千八百円というのが、甲乙——丙は据え置く

ということになりますけれども、その出てきた数

字。先ほどいろいろなことをおつしやつておった

けれども、では数式でいうとどういう計算でこう

なつたのか。これもやはりちゃんと議事録に残し

ておくほうがいいと思いますので、たとえば甲地

についてどういう数式の結果こうなつたのかとい

うのを出してください。

○尾崎政府委員 甲地について申し上げますと、

現在三つの区分で支給されておるわけですがど

も、その三つの区分を全部平均しまして、北海道

全体、全道内の国家公務員に支給されておりま

す。北海道加算額の平均といったしましては、二万八千

十円という数字になつております。その北海道の

ことで、平均的に上げるというわけでございます

が、つまり二万八千円に対しまして一・一五八というものをかけるわけです。それに対しまして、これは全道平均的な引き上げ方ということにしておるわけでございますが、これに地域の傾斜をつけるということで、北海道全体の平均的な暖房を一〇〇%としますと、甲地の場合には一三・六%増しといふことで、一・一三六をかけまして、三万六千八百四十七円という数字を得ましたので、三万六千八百円ということにいたしたわけでございます。

○横路委員 問題は二つあると思うのは、今度はそこに灯油の消費ウエートといふものを入れてきただといふのが一つですね。それからもう一つは寒冷度係数等、こうなっていますけれども、それを持ってきたといふことが二つ問題としてあるわけです。

たとえば寒冷度係数といふのですね。これはあとでちょっと説明をもらいますけれども、皆さん方の考え方といふのは非常に単純なんですね。北海道のこととをちょっと頭に入れておいてもらいたいのは、人間の生活といふものはやっぱり一つの生活圈をつくっているわけですよ。一つの生活圈をつくってそれなりに歴史とか生活の様式といううのがあるわけですね。ですから、温度が一度こつちとこつちが違うから、では石炭をたく量上げるというための暖房度といふことになるわけですが、一度高いほうが少なくて一度低いほうがそれだけ多いかということには、これは残念ながらならないのですよ。つまり生活の様式からいと、札幌のほうも、室蘭も岩見沢も滝川も、あるいは旭川のほうも、たいして変わらない。北海道から渡つてしまつて東京あたりに来ると、また東京の生活様式になりますから、われわれこっちに来るといふわけですよ。だから、単純に温度でもつてやつて、こつち側が何度高いんだということではなくて、やっぱり生活圈として考えてもらわなければ困る。そもそも、この寒冷地手当といふのは、やっぱりそういう発想が基本にあって、北海道といふ一つの生活圈なら生活圈といふところに

費用を出すということになつてゐるわけですね。その辺のところをまずちょっと頭の中に入れておいてもらいたいと思うのですね。それで寒冷度係数といふものはどうやって出してきたのですか。

○尾崎政府委員 現在、北海道の中を甲乙丙といふ形で三つに区分をいたしておりまして、先ほど申し上げましたように、従来の言い方をもつて申しますれば、内地、函館の付近は三・一トン分、道央は三・三トン分、道東、道北は三・六トン分といふ形になつておりますけれども、その比率としまして、その比率としまして、

は、道央に対しまして、寒いところ、道東、道北のほうは九名増し、それから道南のほうはマイナス六%といふ形になつてゐるわけでございます。

これに対しまして、気象関係の寒冷度合いというものを見ますと、甲地の場合には、諸都市を平均しまして、暖房度日数が二千八百三十度日、これは室内気温を十二度より寒い場合には十二度に上げるというための暖房度といふことになるわけですが、これが一年間を通じまして二千八百三十度日というふうに気象庁の資料でなつております。乙地の場合には、札幌付近の場合には二千三百七十、丙地の場合には一千九百六十といふ形になつております。全道平均が二千四百九十度日といふことになるわけでございます。

その寒冷の傾斜を見ますと、大体現在支給されおります金額の傾斜といふのに対しまして、大体プラスマイナス二割ぐらゐの傾斜があるといふことになるものでござりますから、そういう傾斜に

O横路委員 その暖房度日数といふのは、暖房度デクリーデーといふのと同じですか。やっぱり少しせうなのでしょう。概念が少し違うようですね。

O横路委員 その暖房度日数といふのは、気象庁のほうでは、暖房度日数といふような概念はないというのですね。気象庁のほうでは、それは人事院でつくった概念じゃないかといふのですが……。暖房度デクリーデーといふ概念ならあるようですが、ちょっと数字が違うので、私ども御質問しているわけです。

O尾崎政府委員 それは、暖房度日数といふのは、私どもが説明をしやすいように申し上げておるわけでございまして、気象庁用語で申しますと暖房度デクリーデーといふことでござります。

O横路委員 この本が違つてゐるのかもしれません、十四度じゃないのですか。違いますか。この説明によると、気象庁のほう調べてみて、十二度じゃなくて十四度だ。数字がだいぶ違うのですよ、皆さん方のほうの出している数字と。

O尾崎政府委員 これはつまり、何度以下になつたら暖房をするかという関係の問題点がございまして、これは気象庁の関係では必ずしもございませんけれども、しかし気象庁の資料としましては、十二度以下の場合とか、あるいは八度以下の場合とか、十三度以下の場合とか、あるいは十八度以

したものが一年間の暖房度日数といふように計算をいたすわけでございます。

○横路委員 それはだから、四月とか五月が入つているところと入つていないとあるわけでしょう。そうですね。

○尾崎政府委員 一月、二月に非常に寒いようなら、たとえば帯広のようなどころと、それから釧路なんかのようにも、五月、六月ころまでもかなりずっとガスが来て、それほどひどい寒さではあります。長く続くといふようなところもございませんが、長く続くといふようなところもございません。

○横路委員 その暖房度日数といふのは、暖房度デクリーデーといふのと同じですか。やっぱり少しせうなのでしょう。概念が少し違うようですね。気象庁のほうでは、暖房度日数といふような概念はないというのですね。気象庁のほうでは、それは人事院でつくった概念じゃないかといふのですが……。暖房度デクリーデーといふ概念ならあるようですが、ちょっと数字が違うので、私ども御質問しているわけです。

O尾崎政府委員 それは、暖房度日数といふのは、私どもが説明をしやすいように申し上げておるわけでございまして、気象庁用語で申しますと暖房度デクリーデーといふことでござります。

O横路委員 この本が違つてゐるのかもしれません、十四度じゃないのですか。違いますか。この説明によると、気象庁のほう調べてみて、十二度じゃなくて十四度だ。数字がだいぶ違うのですよ、皆さん方のほうの出している数字と。

O尾崎政府委員 これはつまり、何度以下になつたら暖房をするかという関係の問題点がございまして、これは気象庁の関係では必ずしもございませんけれども、しかし気象庁の資料としましては、十二度以下の場合とか、あるいは八度以下の場合とか、十三度以下の場合とか、あるいは十八度以

下の場合とか、いろいろ気象庁としては気象データとして計算しているということでございます。

○横路委員 そこで、ひとつお尋ねしたいのは、気象庁のそれは、気象概念としてはいいのでしょうけれども、一般的家庭の中で石炭を使用するという場合に、どういうような状況で石炭を使用するか。温度計見ておって何度でもつて入れるとか入れないとかいうのは、北海道あたりの学校へ行きますと、校長なんかのきびしいのは、言うとお

り聞いて、何度になつたら石炭燃やしていくとか、燃やさないでいいとかやつていますが、実際には温度の問題ではなくて、生活の一つの実感の問題ですからね。だから気象庁の概念とまたこれには違うわけです。実際に庶民が石炭を使うのは、あるいは灯油をたくのは。たとえば、朝ちょっとたいて、暑あつたかければ消してしまつて、寒ければまたたくという、こうやつているわけでしょ

う。大体ひどいときになりますと、去年、おととしあたりですと、私のうちなんかでも六月まで石油ストーブを置いておいて、もう八月にはまたつけなければならない。つまり八月から六月までいたいわゆる問題じゃないと思うのです。そういうのをこういう数字の係数にしてしまつて、皆さん方何か発見されて喜んでおられるようだけれども、そういう問題じゃないと思うのです。そういうわけですね。

しかも、その数字の基準のとり方だつて、たとえば、丙地なら内地といふものを一にして計算をする場合には、丙地を一にして、そこから甲なり乙なりとの変化を出していく。たとえば今度の場合、丙地は据え置きという結論になつて、それを一にして計算したつていいわけですよ。つまり変化はそこで出てくるわけでしょ。何も平均を一にしてあと幾らというふうに減らすようにね。据え置きということを最初に出しておいて、あとど

ういう変化があるというようなことを数字を出して、それを結論として出したつていいわけですね、数字の操作としては、やり方としては。

つまり、どれが生活の実態に合っているかといふ議論になると、皆さんのはうはだいぶいろいろな配慮があつたのだろうけれども、ともかくやりますから、私、やはり議論しておいたほうがいいと思うのですが、そういう生活の実感、実態というものに即して出してもらわぬと、温度がこれだけになるまでには日数はこれだけでしたという数字を出して、しかもそれだったら、ある地域においては五月、六月までというところもあるが、四月までのところもあるでしょうし、一日の中で何時間かということになれば、ひどいところだから年じゅう通してというところもあるでしょう。そういうような年じゅうストップをたいているところだってあるわけですよ、現実問題としては。その辺のところのつかまえ方、生活をいかに把握するか、それが基準になかつたら、数字を操作してこういう結論だからということでは、だからみんな、積算の根拠がわからぬということになってしまふわけです。

だからどうですか。たとえば丙地を一にして、乙、甲というのはその差を、たとえばいまの数字を使うとしても、持ってきたって別にどうということないでしょう。それでいかぬということはないわけでしょう。

○尾崎政府委員 これは、丙地はもう最初から固定をするのだという先入観でやるわけじゃ全然ございません。そういうお話があるのじゃないかといふうに考えるものでござりますので、この立て方と申しますのは、どれだけの石油が何本必要であり、あるいは石炭が何トン必要であるかという絶対的な議論というのは、昔から比較的避けられてきている関係がござります。最初の議員立法におきましては、一応三トン分の小売り価格といふ関係がございましたけれども、実際に私もすいぶんあちこち行って調べましたけれども、いやこれは二トンで十分ですよという人もいますし、まあ二・五トンくらいだという人もおりますし、家の状況によりましてもまちまちでございます。

ですから、絶対的に幾ら、どの程度量が必要であるかという点につきましては、なかなか一がいにはきめがたいという問題がござります。私どももいたしましては、そういう点を回避をいたしまして、やはり傾斜の度合いといふことで、つまり最も寒いところと、札幌付近と道南との、そういう暖房度日数に基づきます傾斜の度合いというものを考慮をいたしまして、そういう傾斜の度合いを考えますと、現在の支給されるいる金額といふのはプラスマイナス一部くらいでござりますけれども、むしろ気象から申しますれば、プラスマイナス二割くらいにすべきだという考え方方に相なるものでございますから、そういう傾斜を踏襲するということにいたしたわけでござります。

ただこれは、そういう考え方を徹底いたしますと、寒冷地手当全体につきまして、つまり当面は北海道加算額だけの議論をしておられますけれども、それ以外の新定額あるいは定率分を含めまして、寒冷地手当全体についてそういう傾斜度合いで、寒地手当全体についてそういうことになるだらうと私は思います。しかし、そこまでまいりますと、道東、道北にもっとたくさんやる、道南につきましてはもつとずっと削るという話になつてしまりますけれども、そこはやはり、さつきおっしゃられました、津軽海峡のところで生活様式がかなり違つてきているという関係で、片っ方、内地のほうはいわゆる薪炭加算額的なものが非常に少ない、それから北海道のほうは石炭加算額的なものがかなり多いものが出ている、そういう関係は尊重をいたしまして、ただ傾斜を若干是正をすることによって今回考えたのでございます。

○横路委員　だから、その傾斜をつけるというのを基準にしたって、その変化は出てくるでしょ。これは簡単にできるわけでしょう、いまのやつの割合でいいで。一九六〇年といふところを

やつたって、傾斜をつけるか。傾斜をつけるにした場合に、ほんとうにいいかという点で、北海道内をふくらますみたいという点が、ふうにふくらませて、北海道内をございふくらますといいますので、このつけていくと、いつまでもいるわけだ」と、その場合に、あくまで、北海道内をございふくらますといいますので、このつけていくと、いつまでもいるわけだ」と、

全体的に一五・八%ふくらましますが、どういふことは出でくるわけじゃありませんかははどういう変化かというのをつぶさいます。では、どういふるか、全体的にふくらましたらござりますけれども、結局、北全道平均的なものについて傾斜させる話でござりますけれども、いまし方としましては、やはりますから、全道平均的なものをことに相なつてくるわけでござりますけれども、結局、北全道平均的なものについて傾斜する算定の筋合いという形になつてございます。

つと確認しておきますが、甲、この地域を暖房度日数としてと甲地につきましては、旭川、帶北見、枝幸というところをとりては除いてござります。これござりますので、除いてござい乙地につきましては、札幌と小室蘭は除いてござります。それとしては、函館と森をとつております。

一つ、消費量ウエートというのを初めて入れたわけですね。どされたのか、それは別にして、やはり数字のごまかしがあると、ウエート六五が石炭で、灯油の一二三・六という数字が出てくるわの計算によると。では、それでどのほらが消費量ウエートがゼロ・一〇〇だと、いうよう仮定する十七年は灯油だということにならの問題そのほかが、どうしてある

これは違つてくるわけです。違うものを比較することになるわけですね。だから、そこにやはりごまかしがあると思うんですね、六五、三五なんというの。消費量ウエートとして何%という計算をしているけれども、現実に、一体石炭何トンで灯油がどのくらいかということになつてくれば、やはり私は、こういうことでは済まされないことになつてくるのじやなかろうか。

実際に、たとえば一つの家庭で、いまの北海道の場合、片一方だけというのがだんだんなくなつてきているのですよ。両方使用ですね。たとえば朝起きたときには石油で火をつける、あつたかくなつたら今度は起き出して石炭をつけて、石油のほうは消してしまおうというようなことを、一般的に家庭のどこでもやつているわけでしょう。あるいは茶の間とか台所といわれるようなところでは石炭をたいて、ほかのところは部屋にちっちゃな石油ストーブをつけるというようなやり方に変わつてきているわけです。したがつて、その辺の実態調査をされたのかどうか。北海道のほうは、北海道付近で調査されて、これは確かに皆さん方のほうに届けられている実態調査というものがあると思うのです。石炭と石油についての。そういうものについて見ると、どうも皆さんは方の六五%ウエート、三五%ウエートというのは、数字だけいじくつて一五・八%という平均を単純に出している。つまり、石炭のほうの価格の割合と灯油のほうの価格の指數だけでもって指數計算をして、平均一一五・八%というこの計算のやり方は、ここにやっぱり数字のごまかしがあるように思えるわけなんですけれども、その辺のところ、皆さんは方のほうで考えられたかどうか。つまり、こういふ量の違うものを簡単に指數だけ足して二で割つて、それで一一五・八なんて計算をされているわけです。つまり、実態よりもかなり低いところに抑えられているということをいわざるを得ないわけですから、いかがですか。

ておるということは、もう異論のないところだろ  
うと思ひます。それは、家計調査の消費量関係に

いけば、それでいいのです。

おきました。あるいは通産省のそういう関係の販売調査におきました。私どものほうで調査いたしましたものにおきました。みんなそういう形で出ております。すべてそういう形で出でるわけでございますが、その六四・六という形で今回――まあ結局、約六割くらいに石炭のほうはなって、残りが石油になつておるという実情としましては、私どもが調べたものでとらえて、最終的にはその数字をとろうということにいたしました。

そこで問題は、石油に変わっていった場合にどういう家計負担が生ずるかという点がございますけれども、設備の関係は、別に定率分あるいは基準額等がほかにいろいろござりますけれども、その設備関係の調査をいたしてみましても、最近は、石油による暖房設備というものが非常に普及しておりますとして、なお石炭ストーブ的なものもまだ若干残つておるが、石油のほうが非常に多くなってきておるということを裏づけられるわけでござります。

で、問題点は、結局、石炭から石油に移つていい、そういう急激な転換の中で家計にはどういう影響が生じつつあるかという問題だと思ひますけれども、発熱量、カロリー——石油を燃した場合と石炭を燃した場合、費用的に言ひますと、あつたかさをとるのに石油と石炭ではどういう値段の違いがあるだろうかという点が問題点でござります。そういう点から申しますと、石油千キロカロリー当たりの関係で申しますと、私どもの調べでは、石油二円六十銭、石炭は二円八十銭といったようなことで、両者について特別に違ひはないといふことで、やはりそういう実態の上で石炭から石油に転換しつつあるというふうに考えるわけですがございまして、そういう点から申しますと、いわば石油に移つていくことによつて、ほぼ同じような効率という関係で移つしていくということで、両方の使用している割合をとつて価格動向を加えて

断をしたわけであります。

われておるという状況になつた場合に、それで石炭のほうが相当上がり、石油のほうが上がらないという状況の場合に、平均的に申しまして、家計にどう影響を与えるかというところがポイントでございます。で、石炭を使ってる半分程度の人については、これはもろに石炭の値上がりがかかってきておる。それから、そうでない、石油に転換した人につきましては、これは上がるしないでございますから、従来の給与でこれはいけるという話でございますから、そこは全道平均的に考えまして両方の比重をとつて平均して引き上げるといふことにせざるを得ないということでござります。

○横路委員 これも皆さんのはうにたしか行つてゐるはずですが、公務員の寒冷地手当改善に関する要請書。北海道の寒冷地手当対策委員会のはうから四十七年五月に皆さん方のはうに行って、その中で資料としていろいろ調査した結果が出てると思うのですね。これをちょっと見てみても、たとえば甲地の場合、世帯主で一世帯当たりの平均燃料、つまり石炭、灯油合わせて四万二千六百円。それから、たとえば甲地でやはり世帯主の場合に、石炭の場合四万二千四百二十円、灯油の場合四万三千八百円という、これはかなり調査をした結果が出ているわけですよ。こういう実態の調査、たとえば三五%使っていとつたって、じやドラムかんにして何本ぐらい使っているのかとか、石炭の場合は五六%とおっしゃつてしましだけれども、じゃ何トンぐらい使つているのかというような、そういう実態の調査の把握というのはなされておられるわけですか。

○尾崎政府委員 北海道の組合の方々から持つてきている資料、組合の生活対策部で調査したもののがいま御指摘のもののようにござりますが、石炭はどれだけ使い、石油はどれだけ使うかという関係がござりますけれども、先ほど申し上げましたように、実際にどれだけ必要であるかという点につきましては非常に議論が多い問題でございまして、もう二十年來なかなかそのいい結論の出ない

問題でござりますし、実際現地に参りましていろいろ調べましても、通念という点がなかなか得られないという点がございますので、従来のいきさつとしてあれされましたものを、値段を考慮して引き上げていく方向でやっておるわけでござります。

ただ、ここで一番のポイントは、結局、全体としまして、寒冷増高費に対しまして全体として支給されるその寒冷地手当が適切であるかどうかという点が最終的な見方、ポイントだらうと思いますけれども、そういう点から申しますと、民間に比べましても決して低いというわけではございませんし、相当な額が出るという点で申しますれば、現在の給与はそれでよろしいんじやなかろうかというふうに考えるわけでござります。

○横路委員 そこに逃げてしまふとやはり困るんで、あくまで、たとえば石炭加算部分というのは、寒冷地手当に関する法律の第二条できめられておって、しかも先ほど御答弁あつたように、カロリー単価を出して、そして甲地については何トン分、乙地については何トン分、丙地については何トン分ということでお出できているわけですね。したがって、そこで全体として幾らというような寒冷増高費の議論のところに逃げてもらっちゃ困るんで、それはまたそれで定額のところの問題として議論をしたいと思うのですけれども、皆さんは方のほうでいつも最後は、いまおっしゃったような、おどしがかけられると弱い面がないわけでもないから、適当に議論を切り上げますけれども、しかしいずれにしても、この灯油の価格指數というのを持ってきて、そしてここでもって一〇〇から九三・六というあたりを出して、そこで平均をして一五・八%という数字というのは、やはり何としても納得できない。

だからやはり、灯油、石炭を実際どう使つていいのかという調査をしてみれば、それは家によつて違いますよ。新しい、びしつとして外がらすき間風も入つてこないような家の場合と、そうじやないところでは、灯油にしたつて石炭にしたつか

○尾崎政府委員

○尾崎政府委員 石炭と石油の関係につきまして、両方買った場合に、暖をとる際の金のかかり方という点は、カロリー当たりにしますと、両方も特にどちらが高いというほどではないというふうに私どもは考えております。そうした場合に、現実に石炭がかりに半分になり石油が半分使

がいま御指摘のもののようにござりますが、石炭

がいま御指摘のもののようにござりますが、石炭はどれだけ使い、石油はどれだけ使うかという關係がござりますけれども、先ほど申し上げましたように、実際にどれだけ必要であるかという点につきましては非常に議論が多い問題でございまして、もう二十年来なかなかそのいい結論の出ない

—

なり違う。私のところなんか二十年もたっている家ですから、一冬、大体石炭をペカで三トンから四トンたいて、そのほかドムかんで十三本ぐらい使っていますね。一冬というのは、大体九月、十月ぐらいから使い始めて、はずすのが四月、五月。五月はありますね、確実に。五月の末ぐらいまでの間ですね。だから、そういう意味でいくと、それぞれ受けとめ方が違うんですよ。だからやはり、一度きちんととした実態調査みたいなものももうちょっとやらないと……。

ともかく、今回、四十七年になつて、灯油の價格指数と消費量ウエートなんというものを持つて、そこで、二七・八%石炭上がつて、いるやつをここで一五・八%に下げるなんという数字の操作は納得できないわけでありまして、その辺のところを最後にひとつお伺いしておきたいのは、要するに現実にどれだけ使うかということを前提にすれば、上がればまたいづれは勧告も出る時期もある、こういうように理解してよろしいんですね。

○尾崎政府委員 これは、寒冷地手当につきましては、やはり本旨は寒冷増高費の動向に即して改

定をしていくこととござりますので、寒冷増高費の動向、特に価格動向、消費実態、燃料のバターン、そういうふうに考えております。

○横路委員 ともかく全体ではなくて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律というのがあって、その第二条の中でも加算というのがあって、これはいろいろな経過もあってあるわけですから、寒冷増高費の全体の動向ももちろんのこと、価格動向、それをやはりきちんと見て注視するなんといふのも、これまで何年か前に同じような答弁をされた記憶があるのですけれども、見守るのじやなく、やはり積極的に価格の動向を見て、変得るときは変えるということだけはちゃんと約束してもらわなければ困ると思うのです。それでよろしいですね。

家ですから、一冬、大体石炭をペカで三トンから四トンたいて、そのほかドムかんで十三本ぐらい使っていますね。一冬というのは、大体九月、十月ぐらいから使い始めて、はずすのが四月、五月。五月はありますね、確実に。五月の末ぐらいまでの間ですね。だから、そういう意味でいくと、それぞれ受けとめ方が違うんですよ。だからやはり、一度きちんととした実態調査みたいのものをもうちょっとやらないと……。

ともかく、今回、四十七年になつて、灯油の價格指数と消費量ウエートなんというものを持つて、そこで、二七・八%石炭上がつて、いるやつをここで一五・八%に下げるなんという数字の操作は納得できないわけでありまして、その辺のところを最後にひとつお伺いしておきたいのは、要するに現実にどれだけ使うかということを前提にすれば、上がればまたいづれは勧告も出る時期もある、こういうように理解してよろしいんですね。

○尾崎政府委員 これは、寒冷地手当につきましては、やはり本旨は寒冷増高費の動向に即して改

定をしていくこととござりますので、寒冷増高費の動向、特に価格動向、消費実態、燃料の

バターン、そういうふうに考えております。

○横路委員 ともかく全体ではなくて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律というのがあって、

その第二条の中でも加算というのがあって、これは

いろいろな経過もあってあるわけですから、寒冷

増高費の全体の動向ももちろんのこと、価格動

向、それをやはりきちんと見て注視するなんとい

うのも、これまで何年か前に同じような答弁をさ

れた記憶があるのですけれども、見守るのじやなく、やはり積極的に価格の動向を見て、変得る

ときは変えるということだけはちゃんと約束して

もらわなければ困ると思うのです。それでよろし

いですね。

○尾崎政府委員 四十三年のときの改正の考え方

でござりますけれども、石炭手当は昭和二十四年

にできまして、その当時は定額部分のウエートが

やつですね。算出の根拠は、これはどういうこと

ですか。

○尾崎政府委員 これは、寒冷地手当につきまし

ては、やはり本旨は寒冷増高費の動向に即して改

定をしていくこととござりますので、寒冷

増高費の動向、特に価格動向、消費実態、燃料の

バターン、そういうふうに考えております。

○横路委員 ともかく全体ではなくて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律というのがあって、

その第二条の中でも加算というのがあって、これは

いろいろな経過もあってあるわけですから、寒冷

増高費の全体の動向ももちろんのこと、価格動

向、それをやはりきちんと見て注視するなんとい

うのも、これまで何年か前に同じような答弁をさ

れた記憶があるのですけれども、見守るのじやなく、やはり積極的に価格の動向を見て、変得る

ときは変えるということだけはちゃんと約束して

もらわなければ困ると思うのです。それでよろし

いですね。

○尾崎政府委員 四十三年のときの改正の考え方

でござりますけれども、石炭手当は昭和二十四年

にできまして、その当時は定額部分のウエートが

やつですね。算出の根拠は、これはどういうこと

ですか。

○横路委員 その役付の公務員の平均給与六万六

千円。その六万六千円の四〇%ということで二万

六千八百円、間違いありませんか。

○尾崎政府委員 六万六千円に扶養手当千円を加

えた六万七千円の四割ということで計算をしたも

のでござります。

○横路委員 その六万六千円というのは当時のあ

れで五等級の十三号俸ですね。

○尾崎政府委員 そのとおりでございます。

○横路委員 それは現在どうなつてますか、去

年の八月の勧告で。つまりその五等級十三号俸で

すね。

○横路委員 現在五等級一二号はベースアッ

プをいたしまして八万九千九百円というふうに相

なっておるわけでございますが、やはりその定額

をどうするかという問題の御質問があると思うわ

いですね。

○佐藤(連)政府委員 申しますがございませんが、そ

の寒冷増高費の動向の把握によくとめまして、必要があれば勧告をするという態度でまいりたい

と思います。

○横路委員 寒冷増高費ではなくて、いま二条の

石炭手当の議論をしているのですから、やはり石

炭なり灯油なりの価格動向を見て検討するという

ように、ちゃんとおっしゃついただかなければ

だめですよ。

○横路委員 寒冷増高費の中には当然入っております。

○佐藤(連)政府委員 寒冷増高費の中には当然

入っております。

○横路委員 入つていると言うのだから、つまり

石炭なり灯油なりの価格動向をきちんと見るとい

うことでのいいわけですね。うなずいておられるか

ら間違ひがないということで、次の質問に移つて

いきます。

○横路委員 入つていると言つたのだから、つまり

一番強い要望があつたのは、定率、定額に分け

られた例の定額の問題なんですね。皆さん方のほ

うも、昭和四十三年に定率一本のやつを定額、定

率二本立てに改正をしたときの趣旨というのは、

あのときの議論でも、生活給的なものであるべき

だということが議論になつて、高給取りは定率一

本やりだと高くなつていくのはおかしいではない

かという議論があつたんだろうと思うのですよ。

そこで定額の議論を少ししていくわけですねけれども、

も、当時の定額、たとえば五級地の世帯主の場合

も、扶養親族のある職員の二万六千八百円という

ことにして、なるべく下がらない者を多くす

ることにし、そしてなるべく下がらない者を多くす

る、上がる者を多くするという形で定めたのが二

万六千八百円ということで定額を定めたわけござります。

○横路委員 その役付の公務員の平均給与六万六

千円。その六万六千円の四〇%ということで二万

六千八百円、間違いありませんか。

○尾崎政府委員 六万六千円に扶養手当千円を加

えた六万七千円の四割ということで計算をしたも

のでござります。

○横路委員 その六万六千円というのは当時のあ

れで五等級の十三号俸ですね。

○尾崎政府委員 そのとおりでございます。

○横路委員 それは現在どうなつてますか、去

年の八月の勧告で。つまりその五等級十三号俸で

すね。

○横路委員 現在五等級一二号はベースアッ

プをいたしまして八万九千九百円というふうに相

なっておるわけでございますが、やはりその定額

をどうするかという問題の御質問があると思うわ

いですね。

三分の一くらいになる、定額的なものが三分の一

くらいになるといったようなことで、寒冷地手当

全体が、いわば本俸比例と申しますか、非常に職

務給的性格になつてまいりましたのですから

、寒冷地手当の本旨にかんがみまして、やはり

いつておりますが、そういう関係でもございましょうか、「三万三千一百円」ということになつてゐるようだ」がんばれ。

○横路委員　ほかはどうですか。たとえば郵政、林野、印刷、アルコール専賣というものは定率と定額の二本立てでしよう。それから國鉄と電電公社の場合一本ですね。一般の公務員との差がどうのくらい出ているか。かなり相当額出てきているわけですよ。その辺も皆さんのはうで十分承知されているだらうと思いますので、お答えをひとう……。

うことになつてゐるようでござります。それから林野の場合には郵政と同じことのようでござります。

うのは三万三千二百円で、要するにどれだけ差があるかというと六千四百円差がありますね。基準額について。加算額のほうだって差が出てきてるので、七千九百円、八千円近い差というのが出てきているわけですよ。専売の場合は一般の公務員と一万三千三百十円も違う。合計で言うと一萬六、七千円の差になってしまっているわけですし、それから国鉄だって、これは支払いが総計で十万ですね。そうすると、乙地の場合ですと差がどれだけになるかというと、一万八百円の差が出てくる。電気公社の場合は十万九千六百円ですから、差は一万九千七百円も出てくるということになつていて、それで、そうすると、北海道で片方は電気公社に行つていればこれだけもらって、国家公務員の場合はそうじやない、そこに一万円以上の差があるということになれば、ここにやはり何としましたって公平さを欠くわけでありまして、しかもこういう寒冷地手当の趣旨というのは、そこに優秀な人材を集めることだということ。つまり、寒いところはなかなか行きたがらないから少しお金出してといふ趣旨も一方であるとするならば、こういう大きな差というのは、やはり是正すべきじやないですか。その辺のこところはどういうふうにお

考えになつていますか。

○尾崎政府委員 公社現業につきましては、御指摘のような点があることは承知いたしておりますが、原因はやはり定額化の時期とかいろいろあるわけでございますが、たてまえとしましては、公社現業は国家公務員を考慮してきめるというのがたてまえになつておるわけでございまして、私どもが公社をまねるという筋ではないわけでございまして、そういう点で私どもとしては、どうしてそういう関係が生じているのだろうかという点を考えるわけでございますが、今回そういう意味で申しますと、改正をするという点である程度は是正されるというふうに考えておるわけであります。

に、全滅の場合は、四十六年十二月の仲裁裁定で基礎額というのが八万二千円ですね。国家公務員の六万七千円に比べて一万六千円も大きな差があるわけでしょう。向こうが国家公務員のほうを参考にしてきめるのだと、こうおっしゃっているけれども、皆さんのはうが本来勧告すべきところを勧告しないでほつておるから、実際の生活なり物価の上昇の中でこういう仲裁裁定になつているわけでしよう。その向こうが上げてもらつては困るみたいな発言はおかしいのであります、つまり、きちんととの時点での――しかも四十六年の時点ですよ。その四十六年の時点での生活の実態を見て、これだけの仲裁裁定が出ているわけでしょ。そこら辺のところをむしろ皆さんとしては、おかしいというのじゃなくて、勧告を出さないほうがどこかに間違いがないかという反省をほんとうはしてもらわなければ困るところだと思うのです。違いますか。向こうがこっちをまねしてやるべきで、こっちよりも先行して上げるのはけしからぬみたいな議論は許されない議論で、さか立ちしていると私は思います。

ておりますし、三公社五現業等につきましては、それぞれの給与法におきまして、國家公務員の給与、民間の給与等をよく検討してきめるというたてまえになっているわけでございます。私どもがたてまえでござります民間の給与といたしますと、これはそれほど高くないという点がござります。そういう点で申しますと、やはりこの点は今回の中裁改定とすることが適切であるというように考えておりまして、当面の価格上昇に伴う改定をお願い申し上げたいというようになっております。

○横路委員 尾崎さんも、四十六年十二月十四日にこの中裁改定が出て、寒冷地の議論が参議院の内閣委員会で行なわれたときに、中裁改定の内容も出たばかりでよくわからぬから、十分検討してその上でわれわれなりの結論を出しますという、いまの発言とはまた趣旨が違う、非常にそういう中裁改定の結果が出とすることに直面をされて、十分検討してみましょう、向こうが出たことだしという趣旨の発言を四十六年十二月十四日に参議院の内閣委員会でなさっているわけです。その検討された結果がいまのようなお答えに変わったわけですか。

○尾崎政府委員 中裁改定の関係はいろいろ事務的に伺っているところでござりますけれども、やはり中裁改定の中身は民間と比較するとはなはだしく高い内容になつておられます。何ゆえにそういう関係になつているだらうかということをいろいろ教えていただいているわけでございますけれども、私どもとしましては、やはり現在の状態としては、価格上昇に伴つて改正を今回のようにしていただくことが最も要當ではなかろうかといたぐりに考えておるわけであります。

○横路委員 定額をアップしなかつたら例年その差が出てくる。定率一本やりだつたら差は出でますよ、現実の問題として。つまり最初、定率と定額二本立てを導入したときの議論に戻つて考えなるならば、むしろほつておくことによつてそういう

う。そうでしようね。しかもその基本額というの  
は四〇%近いアップになつてゐるわけですよ。つ  
まりそのときの基礎にした六万七千円という数字  
を見えてみると、いまはもう四〇%もアップしてい  
る。しかも現実にともかく、三公社五現業関係す  
べて一円近く差が国家公務員との間に出て向  
こうがみな高くなつてゐるわけです。やはりこの  
現実というものを見ていかなければならぬのです  
ないか。民間、民間と、こう言うけれども、都合  
のいいときだけ民間との比較を持つてきてそうい  
う議論をされてもこれは困るんで、北海道とい  
う、やはり特殊な生活圏の中における問題として  
考えてみる場合に、この仲裁裁定が出来るという  
現実をやはり見ていかなければならぬでしょ。  
目をつむつて、これはけしからぬと言つてみたと  
ころで始まらないので、現実にそういう結果が出  
て、生活をしている人たちが、片一方つとめ先に  
よつてこれはかなり違つてくる。一万円以上の差  
があるわけですね。その辺のところ、これは内閣  
委員会の決議もあるわけですよ、昭和四十三年の  
ときの。その決議の趣旨に従つて、ではこの四年  
間、皆さんのはうで定額問題について検討したこ  
とがあるのですか。

○横路委員 寒冷地手当なんというのは、民間企  
業の中でどんどん採用しているところがあえてい  
るわけでしょう。そういう役割りだつて果たし  
たつていいわけでしょう。とりわけ、この北海道  
のようだ、こういう地域へ異動で行くということ  
もあるでしょうし、そういう関係が多いのでしょ  
うから、人を集めるという意味だつてある。そ  
で特に民間を持ち出してくることはないわけであ  
りまして、現実にそういう制度があるところを什  
べてみればいいんだと思います。  
もともと、いろんな手当がたくさん出てくるの

は公務員給与そのものが低いからなんで、それがなぜか高ければ、別にさつきのような議論なんかしなくていいわけですよ。しかし現実には、ともかくそれをせざるを得ないところに問題があるわけですね。したがって、この仲裁裁定の結論を見ながら検討すべき時期にはきているのではないか。  
今まで、級地の是正、石炭手当、定額の問題と、こうあつたわけですね。そして、いつでしかねば、順位をつけければ級地は是正が第一で、それから石炭手当が第二で、三番目が定額だという、こういうお話があつて、一応一と二に手をついたれなんだから、もうそろそろこの定額の基本のことになると手をつける時期にきてるということは明確に言えると思うのですけれども、この辺のところ、どうですか裁。

○佐藤(達)政府委員 いまの公社、現業の関係は検討いたしますということで当時からお答えをしておったわけですが、やはり素朴な感じでなければなりません。甲地に当たるところの人は、公務員のほうはちょっとと氣の毒だなという気持を当然持つわけです。したがいまして、何かそれは措置をすべきではないかということから、先ほど御説明しましたように、甲乙丙の関係のこと根本から洗直して、そして合理的な形で積み上げてみたらどうなるのかということで、先ほども給与局長がいましたように、ある部分については公社、現業

を相当上回るところも出てきた。まだ「こんでいるところも多いですけれども、そういう面も出てきました、まあその点は一応の結論が出たと思ております。

てと申しますか、ある立場からいえは不幸にして、まだこの現在の全体の額からいうとちょっとおつりが出るのではないかという点が、率直に申してあるわけです。そのおつりが出る分は、なぜそういう土地の人たちにそれだけの特權を与えるか、東京にあるわれわれはどうしてくれるんだといふことになります。というようなことも、やはりわれわれとしては一応幅広く勘案した上で、合理的な根拠を求めて、それらの人等も含めて皆さん、まあよからうと納得していただける線に持つていかなければならぬという立場におけるものでござりますから、結論を申しますと、いまの寒冷増高費は、もう先ほどもお話に出ましたように、定率のほうでいく分が、幸いにしてだいぶんあえてまいております。そういう点から勘案して、まだだいじょうぶという気持ちを持っております。ですから、給与局長が言いましたように、なおしかし、今後も重大なる関心を持つて、積極的に注視しながら検討を進めていかなければならぬ、そして必要が認められれば所要の措置をとらうという態勢でおるわけでござります。

人か まあよくからうど 経営して いたたける 総に  
持つていかなければならぬ という立場におるもの  
でござりますから、結論を申しますと、いまの寒  
冷増高費は、もう先ほどもお話を出ましたよう  
に、定率のほうでいく分が、幸いにしてだいぶん  
あえてまいております。そういう点から勘案し  
て、まだだいじょうぶという気持ちを持っており  
ます。ですから、給与局長が言いましたように、  
なおしかし、今後も重大なる関心を持つて、積極  
的に注視しながら検討を進めていかなければなら  
ぬ、そして必要が認められれば所要の措置をとろ  
うという態勢でおるわけでござります。

○ 橋路委員 その寒冷増高費の議論になります  
と、統計のとり方なり調査のしかたなりによつ  
て、かなり違つてくるわけでありまして、さつきの石  
炭と灯油の組合のほうの生活実態調査から言う  
と、皆さん方の調査結果とかなりそぐわないこと  
に、灯油の問題一つとっても、石炭の問題一  
つとっても、結果として出ているわけです

めでいたきたいというよりは思ひます。そのうきをひとつ……。

○佐藤(達)政府委員 全くおっしゃるとおりの気  
がままでわれわれもおるわけでござります。  
○横路委員 そこで、もう一つ問題は、これは  
あ簡単に解決してもらえるのじやないかと思うの  
ですけれども、基準日ですね。八月三十一日以降  
の新採用の職員と、基準以後に結婚して世帯主に  
なった職員の追加支給の問題ですね。基準日以後  
採用の新採用の職員には、その冬の寒冷地手当は  
支給しないことになっているわけです。もう一つ  
は、基準日以後結婚をして世帯主となった職員に  
ついては、その冬の寒冷地手当といふのは、独身者  
の手当しか現実には支給されないわけですね。もう一つ  
ね。この寒冷地手当に関する法律の寒冷地手当の  
支給規則ですね。その規則のほうでは、異動の場  
合いろいろ区分によって支給されるようになつて  
いるわけですね。そうすると、この異動といふの  
は場所的、地理的な異動でけれども、身分的な  
異動だつて同じように考えれば、当然これはそ  
うしてやるべきじゃないか。これも前から要求のあ  
る点でありますて、これはわりあいに簡単に変えら  
れできることで、まあ実務上、事務上の問題が  
あるのかもしれませんけれども、現実にやつてし  
まるところも地方の都道府県の中にはあるようなる  
で、ぜひこの辺のところは検討をしていただき  
て、早急にその方向で新採用の職員にも手当が申  
されるよう、それから結婚した場合に世帯主と  
しての手当が出るように、これはひとつぜひお願  
いしたいと思うのですが、何でそんな当然のこと  
が今まで実現できなかつたのか、ひとつ何とか  
前進の方向で御回答をお願いしたいと思うのです  
が、いかがですか。  
○佐藤(達)政府委員 問題は、いま御指摘にな  
ました転勤と一緒に、それらの問題を含めての問  
題としてわれわれは検討をしておつたわけですが、  
います。その中で、いまの転勤の問題だけは、  
ま御指摘のように解決できたわけですが、  
たとえばこの新規採用の面になりますと、その

用時期というのはどういうことだとシラミつぶされに調べてみますと、その時期にまたがっての採用というのはさわめて件数が少ないというような問題がありますけれども、いまの結婚の場合、世審議が変化した場合なんかをどうするというような問題は、われわれとしてはその当時検討はしましたけれども、給与局長から詳しい苦心談を申し上げるると思いますけれども、なかなかむずかしい。いま事務的の手続のお話をございましたが、それであま転勤の場合だけをとりえず解決しようとしていることで当時はあったわけです。しかし、問題は問題として、おっしゃるとおりに、確かに不合理だと言われば、それはまことにそのとおりだと思いますので、やはり今後も検討を続けていきたいと思います。そこで、それからもう一つは、今度は周囲の情勢の変化と申しますか、たとえば石炭を使おうとしたときに、灯油、石油のほうへだんだん移っていくということになりますと、八月が値段が安いから買ひ急ぐというようなこともまだなんだん薄れてくるんじゃないかという気がいたします。そうすると、一括して支給しないで月別にこれを支給していけば全部根本的に解決するじゃないかという考え方があつてありますし、それらを両方照らし合わせながら目下真剣に研究をしておりますが、まだ遺憾ながら結論は出ておりませんということをございます。

○尾崎政府委員 これもさわめて事務的な問題でございまして、たてまえとしてはこれはやらなければならぬ問題でございますが、事務上の関係で今まで解決していないという問題でござります。いま総裁が申されましたように、冬期間の寒い月に月割りで支給するということで八月に支給するといふことにいたすのですから、それからあと支給する者にどうするかという話になつてしまいまして、前回はその中で、八月にすでに採用され

いる人につきまして、寒いところにその後勤務する者には追給をする、それから寒いところからあつたかいところに帰つてくる人につきましては、半分ぐらいは返戻せるといたような方法をとつたわけでございます。残つてゐる問題は、その後新しく採用をされる、あるいは世帯区分が、つまり結婚したとか、あるいは離婚したとか、あるいは休職をしたとか、あるいは復職をして帰つてきたとか、あるいは組合の専従となつた者とか、あるいは停職をしたとか、そういう関係をもすべて網羅して解決しませんとこれはいけないという事務的に言いますと、そういうケースが何度も出てくる場合にはどうするかということをすべて解決しておかないと、これはいけないということになるわけであります。

合はやつたわけでしょう。だからいま言つたうち、大体一番問題になつてるのは結婚した場合なんですよ、十月とか十一月に。その場合おかしいじやないかということになるわけですね。現実に各組合あたりで、一番声が大きいのはそのあたりなんですよ。じゃ、その部分だけでも、いま言つたように、あれこれ考えないでその点だけ入れてやるということだつていわけでしょう。どうですか、それは。現に異動した場合にはこういう取り扱いをすると、結婚した場合だけだつてやるというような取り扱いにすることは、全部を考えてやつたわけじゃないなくて、現実の問題としてはその中の一部をとりあえずやつているわけでしょう。そうすると、結婚した場合だけ別にそんなにむづかしいことではない。わりあいと簡単にできて、しかもみんな喜んでくれる、こういうことになるわけです。だから全部のことを考えて一括解決することを考えよう、検討しようなんといつたら、また二年、三年すぐたつてしまうので、結婚した場合だけでも、これすぐやつてくださいよ。できるでしょう。

月とか十一月に結婚する人は多いでしょう。八月にあれを出して、独身者の手当をもらつて、しかも十月に結婚したってあとはそのまま。しかも今度は、特に石炭手当なんか、独身者に不満の多い改正になっていますからね。だからそれくらい考えたほうがいいんじゃないですか。それに対抗するために無理して暑いさなかに結婚式でもあげようかなんという——ほんとうに皆さん方がそういうことを配慮してやらぬから、それはやはり配慮してやる。そんなにむずかしいことじやないことで、当局をもうちょっと激励しておきたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 それだけでいいということになれば、これは、そんのはやつてもよさうなものだと私はいま思ひながら何つておったわけで、当局をもうちょっと激励しておきたいと思います。

○横路委員 官庁の検討というやつがいつも、われわれ寒冷地手当の議論になつてもずっと次の年くらいから議論して、もうその段階から検討が始まつておつて、四年たつたわけですからね。簡単にできることなんで、総裁のそのことばを信頼して、何としても早く解決をしてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

そこで、私ちょっと一つ質問を落としておる点がありますので……。

最初の石炭手当のところですね。価格の動向を見て、必要があれば勧告を出すということでした。今度の場合は、価格動向で言いますと、一五%の変化で出していただいたわけですね。大体これぐらいがめどだというように考えてよろしいですか。

○尾崎政府委員 今回は、先ほど申し上げましたように、まあ石炭そのものは二十何%上がつたわけですが、総合しまして一五%ということで改正を勧告申し上げたわけでござります。從来はやはり、一〇%とか、そりいいた程度のことでも勧告していたこともいろいろござりますけれども、今後の問題は今後の問題でございますから、各勘定局をよく見まして、必要があつた場合に効

告をするという形でいきたいというように考えます。

○横路委員 あまりそんなにきびしくあれするこ  
とは考えていないのですけれども、大体のめどと  
して、従来二〇%程度ですか、今回はまあ一五%  
ということですが、大体そのあたりが一つのめど  
だというぐらいのところは了解しておっていいで  
すね。

**C 屋嶋政府委員** 寒冷增高費全體の關係があることは民間の関係、そういうものを総合的に考慮しま

して判断いたしたいというふうに考えます。

○横路委員 だから、全体の動向を考えて、その

中に価格動向を含むというのは、さつきの答弁で

いいのですよ。その価格動向の中身としてどれくら  
うつかふら議論なんですが、やはゆそこのとこ

るでこれはちよつと確認しておかなければならぬ

のは、第一条というのがあって、この寒冷地手当

ているわけですが、たれが見ただくてそうがってい  
るわけでしょう。そこのところは考証でもうかね

と、全部ひつくるめてその中というわけじゃない

のですから。やはりこれは一条として独立してい

る。しかもこれには非常に長い歴史的な経過みた

いなものがあり、今度はこれにだいぶいろいろな要素が入ってきて、問題点が多い、つながんですれば

要素が入ってきで問題点が多いればかんたんにわざわざ独立していふといふこと

とで判断をするということが趣旨だし、今回の改

定だつて明確にそういうことで出されてきている

わけでしよう。ですから、先ほどおつたように、

実際に売り渡し価格が幾らか少まり小売り表示価格じゃなくて売り渡し価格でやる。その辺のと

ころを明確に皆さん方のところで認識されてのこ

となんぞ、寒冷増高費全体の問題ではなくて、つ

まり石炭なり灯油なりといふ暖房に関する価格の

動向でこれがきめられるものだということは法律の趣旨からいつて私は明確だろうと思うので

す。あまり詰めて議論しようとは思いませんけれど

そこで、価格が従来は100%ぐらゐのといふで

七・八%上がったからという趣旨もあったわけですが、それとも、今回一五%で勧告が出ているわけなんですが、だから大体一五から二〇ぐらいのところがわれわれが考えておく一つのめどとしておいてよろしいですね、こういうことです。その辺のことろはやはりそれでいいわけでしょう。そのところを明確にしてもらわぬと、全部ひっくりかえりという議論ぢやなくて。

○佐藤(達)政府委員 二条を見ますと、箱がありますて、箱の中に甲、乙、丙とあってお金が出ておりますが、どこの条文を見ましても、石炭がどうのこうの、石油がどうのこうのということは全然出でないのです、お金の額の計算の基礎というのは。しかし、これは先ほど来御説明申し上げておりますように、従来の伝統を踏まえながら、しかしました暖房の変化にもかんがみながら、われわれは今度その辺に多少積算の基礎を変えた形で御勧告を申し上げたという立場にはおるわけでありますけれども、法律の表を、しきりに二条二条とおっしゃいますと、何が何やらただ大づかみのお金が出ておるというだけで、これはやはり寒冷増高費であろうというような形で見るほかはないわけですね。

だから、先ほど来の給与局長の答弁は、法律的にはまことに正確な答弁だと思いますけれども、しかし気持ちは——ここで将来のことについて、いまおっしゃったことを、そのとおりやりますといふことをコミットするわけにはいきませんけれども、気持ちは、今までのわれわれがとつてきた気持ちで今後もまた臨みますから、どうぞ御了承を願いますということと受けつけよう。まあ、こっちがけっこうだらうといふ押しつけがましいことは申し上げられませんが、お許しが願えるだろ、と私は思っております。

○横路委員 石炭手当という名稱といいますか、一般的にこういわれているものはだんだんあいまいになつて、それは皆さん方のいろいろなものを考え方が一つあることは、われわれも十分承知し

すから、あまり詰めた議論もできない点もあるんだろうと思いますけれども、ともかく第二条でもってこういう形で分かれていて、中身は何かといえども、ちゃんとカロリー計算からトン当たりの単価計算までやった結果出てきているバックそのものが歴史的過程としてあるわけだから、その辺のところはお互いに認識し合っていかなきゃならぬし、いまの总裁の発言もそういう趣旨であろうというふうに了解をして詰めるのはやめますけれども、価格動向を積極的に十分注視をしてもらうことをひとつお願いをしたいと思うわけなんです。

あとはこれは国会のほうの問題で、われわれとして附帯決議その他の問題もいろいろあるわけでですが、そこで、何かもう時間がきているようですがれども、ちょっと最後に一つだけ。

あまり詳しい議論をするつもりはないのですけれども、例の一〇%法案ですね。あれを人事院としてどう考えているのかということだけちょっととお尋ねしておきたいと思うのですが、中身そのほかのことについて議論する気持ちは全然ありません。政府のほうで二十日の日の閣議できめた、非常に長い名称で、要するに省略したら一〇%法案ですけれども、あれには四条で、人事院は必要な勧告をしなければならないといって、附則で四十九年一月一日から給与改善ができるようになりますことと、予算措置がされているというわけですね。これは人事院制度の基本的なあり方とも関連をしてくるわけでありますけれども、まあ、どうするかというのはこれから国会のほうで議論されることになるわけあります、それは別にして、一応こういうような形でもって出されてしまっているということについて、人事院との事前の話というのはいろいろあったわけですか。

○佐藤(達) 政府委員 事前の話ということはありますし、いろんな経過なり何なりがありますが、せんけれども、一応提出される前に、公式の文書で人事院の意見を問われております。それに対してもわわわのほうが意見を表明しているわけ

あります。その内容と同じでありまして、この前、予算委員会でお尋ねがあつてお答えしたとおり、結局それに尽きるわけですから、教員の給与改善ということはかねがねわれわれも努力をし、かつ念願をしてきておるところでござりますからして、今回の措置はその趣旨にはまさにぴったり合うということが言えるわけです。しこうして、その措置はどういう形をとるかということになりますと、ただいまお話しのように、現在、法律案として国会に提案されておるわけです。私どもとしては、かりにそれが内閣の閣議決定で命令がましいことが出るということになれば、これはそのままでは済まされないことです。とにかく法律案として国会が国権の最高機関として御決議になれば、それは、その点では、国家公務員法だつてその他の法律にも、人事院は勧告しなきやならないということがたくさんありますから、それと同じことで、国権の最高機関がそういう命令を出すということは、われわれはちつとも気にしないどころか、光榮の至りだとうくらいに思うわけなんです。したがつて、方向がわれわれの念願する方向と合致して、そうして法形式がそういう形式であるという限りにおいては、その基本的な点については、われわれとしては何ら異存がないということを申し上げておるのであります。

○横路委員 その内容の議論はしませんが、ただ、そのあり方みたいな関係でちょっと関連しておかなきやならないのは、われわれ從来からこの委員会でも、教育給与の問題を含めて、たとえば看護婦の問題とか、いろいろな問題について議論されてきたわけですね。そういう議論とのかね合いで言えば、まあ今回の法案というのは、つまり波及するいろいろな問題提起が一方であるんじゃないのかという気がするわけですよ。その辺のところはどういうぐあいに総裁お考えになつていますか。

○佐藤(達)政府委員 この基本的な制度から申しますと、私どもは一般職の公務員に対する給与関係では、これは無条件、無制限だと私は思いますが、それでも、そういう勧告権を持つておるわけであ

算等の手当でもついて、私ども車両なごとばいで、  
えば、一種のガソリンの特配のようなもののがつい  
た、これはけつこうなことじやないかということ  
を言つておるわけでござります。  
基本的な勧告権というのをわれわれは持つてお  
ります。そしてわれわれとしては、申すまでもな  
く一般の公務員といふことも常に考えながらやつ  
ておるわけです。もちろん教員は、その職業上特  
にその待遇を改善すべきだという点は、これはま  
た先ほど申し上げましたように、かねがねわれ  
われの言つているところでございます。それはそ  
れといたしまして、他の公務員の関係は従来の勧  
告権の範囲の問題としてこれは当然考えていかな  
ければならない、筋合いはそういう筋合いだと  
思つております。

○横路委員 よく教員なんかと一緒に議論したの  
は、医師とか看護婦の場合の議論ですね。今回の  
その教員のやつはかなり政治的な中身ですから、  
その問題は触れないで、ただ波及してくる問題に  
ついてはやはり考へざるを得なくなつてくる問題  
があるんじやないか。それは特に、そういう従来  
この委員会で議論してきた問題からいえば、医師  
とか看護婦とかいうような問題についてそうじや  
ないかということは一般的にいわれているわけで  
すけれども、いまのようなお話をよろしいわけで  
すね。

○佐藤(達)政府委員 いま申し上げたとおり  
です。

○横路委員 ではこれでこの質問は終わりにした  
いと思いますけれども、四年間ずっと皆さん方の  
ほうと北海道を中心になりまして議論を進めてき  
たわけですけれども、内容的には不十分な点が非  
常にありますて、とりわけ先ほど議論した定額を  
改めないという問題ですね。これは非常に大きな  
全体の不満になつておるわけですよ。

石炭手当の問題についても、先ほど言つたよう  
な新しい制度の導入ということで、これからどう  
なるんだらうかといふことも心配があるわけです

れども、先ほどの答弁によりますと、定額そのほか含めて石炭手当についてもこれで終わりじやないかという一般的な心配が実は正直に言つて非常にあつたわけですから、価格動向を見ながらその辺のところは検討するというような御答弁もありましたし、これからまだ問題点はさらにはかの同僚議員によつて質問されていくだらうと思ひますけれども、ひとつ先ほどの答弁の趣旨に沿つて、常に調査検討だけはこれは毎年きちんと私はやってもらいたいと思うのですよ。その石炭なり灯油なりの価格調査ですね。それからいろいろ生計費そのほかの実態調査、その調査だけは、ことし勧告したんだからことし、来年はいいだらうなんということでおつておかないで、これだけはきちんとやはり毎年やってもらわなければならぬ、その辺を最後にちょっと御質問して終わりにしたいと思います。

態感から見まして、冬は来たることは九州にも来  
るわけです。雪もこつそり九州にも降ったことが  
あるわけですから。だとすると、その辺のところ  
も寒冷地半當の対象になるのではないだろうか。  
そういう素朴な意見も見られるわけあります。  
そんな点もあるのですから、ひとつお聞かせを  
いただきたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 定型的にどこが寒冷地でど  
こが寒冷地でないかという線は引かざるを得ない  
い。日本全国が寒冷地ということは観念上も成り  
立ち得ないわけでござります。その定型上の一線  
といふものは、従来われわれが引いてまいりました  
たところが一応のめどとなるだろうという前提で  
あります。ただ、北海道の場合につきましては、  
従来の法律の第二条にあげられておりましたあの  
額がはたして合理的であるかどうかという点か  
ら、これは方々からの御要望もございましたし、  
われれとしては、基礎からこれを積み上げ直して  
みたということであるわけであります。その結  
果、北のはうの地域については、これはどうして  
も引き上げる必要があるという結論が出ました。  
ただ、いま御指摘のように、丙地の点につきま  
しては、なかなか条件が整いません。場合によつて  
は、これは下げるを得ないのじやないかという  
ようなおそれさえもありそうな、すれすれの線な  
のです。すぐ隣には青森が控えているというよう  
なこともございまして、なかなかその辺は苦労の  
中心であったわけでござります。まあ現状のまま  
で据え置くことができて、われわれとしては幸い  
であつたとむしろ安心をしたというようなこと  
が、ほんとうの心持ちでございます。

○三塚委員 先ほど御論議にもあつたのですけれ  
ども、技術的なそういう点を議論するつもりは私  
はございません。たいへん計画的な御教示をちょ  
うだいたしまして、私も非常に勉強になつたと  
感銘をいたしておるのでですが、その議論を通じて  
感ずるのでですが、非常に技術的な法律であるよう  
に感じます。同じ寒冷地の問題をきめておる自衛  
隊の職員に関する給与規則の中で、この法律に盛

らわれておるようなすべでが経験されておる、そちらはそちらである。本問題については、こういうことで、そのつど勧告に応じて総理府がこういつた改正法を出していく、これも一つの経過でありますからやむを得ませんが、日進月歩の今日の中でありますので、私はそういう技術的な点、今日の縮減以下の人事院の機構を一〇〇%というとおかしくなりますから、九九・九ぐらい御信頼を申し上げておる立場で論議をするのであります、が、その辺のところを総理府長官であります、いかがなものでしよう。

○坪川国務大臣　ただいま三塚委員御指摘になりましたこの問題につきましては、われわれといたしましては、人事院の第三者機関としての公正な、しかも科学的な調査によつて勧告を受けました以上、これをぜひ実現いたしましてこれらの給与体系を整えたいと、こういうような気持ちを持つておるような次第でござります。

○三塚委員　ちょっと質問の趣旨とは違つたようですが、そのとおり私もよく理解をしますが、もう一つお聞きしたいのは、寒冷地手当の基本的な考え方をここでちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

先ほども議論にありましたとおり、二十四年議員立法で出ました当時は、石炭手当、薪炭手当である、こういう形で出たわけがありますが、今日の生活様態の大変な変化の中で、従来の方式がそのまま継承されることが、はたして公務員の給与の全体のバランスの上から正しい行き方であろうかということになりますと、これは疑問を持たざるを得ない給与体系だらうと思ふのであります。そういう点で、今後寒冷地手当はどうされようとおるのか。このまま、もう一度きめたことであるからずっと永久不変にやつていくのだ、こういうのか。それとも、そのほか給与体系の中には、調整手当でありますとか特殊勤務地手当と、いうような性格のものもあるわけですから、その辺のところで、そういう問題点の詰め方も、解決の方法もあるわけであります。さように考える

ものでありますから、寒冷地手当の今後の考え方、また、どう対処されようとしておるのか、その点をお聞かせを願いたい。

○坪川國務大臣 先ほど横路委員の御指摘になりました問題点等も深く傾聴もいたしておるようになります。いま御指摘になりました点なども、技術の上において、あるいは諸般の問題点も含まれておることも十分承知いたしておりますが、人事院の第三者機関としての中立的な立場から科学的に調査されましたその結果を踏まえまして、われわれはその勧告を受けて、そしてこれを実施するという方向につきましては何ら変わるものではございません。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのおことば、たいへん私は重大なポイントに触れて御指摘だと思います。いろんな地域給的なものがたくさんあるのではないかという点もおことばに出ておりますけれども、まあ非常にしろうとらしい発想ではございませんけれども、何か寒冷地その他の地域給的ないろんなものも統合した形のもので、それを通じての基準のようないものをつくって、そうして地域手当というような名称のもとにあらゆる現在あるバラエティーを統括できないものか。これはひそかなる私限りの考え方で、何とかそういうことをする道もあるのではないか、たまたま今日までひそかに思つておりますところを、ちょっとそこを御追及になつたような感じで、その辺、非常に同じ感するわけでございますけれども、しかし、そうは申しますけれども、これはおことばにもちょっと出ておりましたけれども、これは長年固まってきたところでもございますし、ちょっと運用を変えると、損になつた、得になつたと、非常に血なまぐさい問題になりますわけで、これは軽々しく打ち出せない。しかし、そういう形もあっていいなあという感じは、おっしゃるとおり私も持っているわけであります。

○三塚委員 それはこれ以上議論するとあれでしょから、議論をするつもりはありませんが、しかし、やはり給与体系の中に、それぞれの地域の

特殊性を加味した体系があるのありますから、その方向で検討されるように、これは要望しておきます。これは答弁は要りません。

そこで、ほかの各党の御質疑があるようですが、も、技術の上において、あるいは諸般の問題点も含まれておることも十分承知いたしております。

が、人事院の第三者機関としての中立的な立場から科学的に調査されましたその結果を踏まえまして、われわれはその勧告を受けて、そしてこれを実施するという方向につきましては何ら変わるものではございません。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのおことば、たいへん私は重大なポイントに触れて御指摘だと思います。いろんな地域給的なものがたくさんあるのではないかという点もおことばに出ておりますけれども、まあ非常にしろうとらしい発想ではございませんけれども、何か寒冷地その他の地域給的ないろんなものも統合した形のもので、それを通じての基準のようないものをつくって、そうして地域手当というような名称のもとにあらゆる現在あるバラエティーを統括できないものか。これはひそかなる私限りの考え方で、何とかそういうことをする道もあるのではないか、たまたま今日までひそかに思つておりますところを、ちょっとそこを御追及になつたような感じで、その辺、非常に同じ感するわけでございますけれども、しかし、そうは申しますけれども、これはおことばにもちょっと出ておりましたけれども、これは長年固まってきたところでもございますし、ちょっと運用を変えると、損になつた、得になつたと、非常に血なまぐさい問題になりますわけで、これは軽々しく打ち出せない。しかし、そういう形もあっていいなあという感じは、おっしゃるとおり私も持っているわけであります。

○三塚委員 それはこれ以上議論するとあれでしょから、議論をするつもりはありませんが、しかし、やはり給与体系の中に、それぞれの地域の

五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 子女教育手当は、在外職員の六歳以上十八歳未満の子で主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「年少子女」という)が本邦以外の地において学校教育その他他の教育を受けるのに必要な経費に充當するため支給する。

第十五条の次に次の二項を加える。  
(子女教育手当の支給額)

第十五条の二 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき一万二千円とする。

(子女教育手当の支給期間)

第十五条の三 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員

の年少子女(次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ)が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあつては、年少子女に該当することとなつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰

着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。)についてはその年少子女が帰国のためそ

の地を出発する日の前日、その年少子女がその前の前に年少子女に該当したこととなつた場合又は死亡した場合は年少子女に該当したこととなつた日又は死亡した日)まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。

4 前三项に定めるもののほか、第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関する必要な事項は、外務省令で定める。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案

470,000	359,900	311,500	263,100	214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	128,000	106,500									
121,000	110,000	98,900	88,100	74	「中華人民共和国」	550,000	420,900	363,400	88,000	72,500	59,000	46,500	37,000	74	「カラダマ」	160,500	132,500							
306,000	248,600	210,100	184,800	165,700	152,800	140,100	127,500	114,600	109,500	91,000	72,500	59,000	46,500	122,000	154,000	126,500								
101,900	74	「香港」	330,000	311,500	263,100	330,000	311,500	263,100	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	119,000	145,000	122,000								
貿易統計(1) 総額輸出の概トットの原由																								
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500	128,000	106,500							
214,700	181,400	159,500	142,900	132,100	121,000	110,000	98,900	88,100	168,000	139,000	114,000	95,500	75,500	62,000	49,500	128,000	106,500							
回帳常米の原由 「サン・フランシスコ」	390,000	354,300	290,100	225,800	191,000	167,900	150,600	138,900	125,000	105,000	83,500	68,000	45,000	40,500	119,000	145,000	122,000							
167,900	150,600	138,900	127,500	115,800	104,100	92,700	74	「サンガボール」	159,000	131,000	109,500	86,500	69,500	55,500	49,500	128,000	106,500							
110,000	98,900	88,100	74	「香港」	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500	32,500	27,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500						
115,800	104,100	92,700	74	「香港」	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500						
貿易統計(1) 大連港の原由 「インドネシア」																								
100,500	80,500	65,000	51,000	39	「インドネシア」	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500					
145,000	115,500	92,500	74,000	74	「サンガボール」	120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	43,500	35,500	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500				
95,500	75,500	62,000	49,500	49	「サンガボール」	145,000	119,000	99,000	74,500	62,000	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500			
82,000	65,000	52,500	42,000	42	「サンガボール」	168,000	145,000	120,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500		
114,000	91,000	72,500	59,000	59	「大韓民国」	128,000	106,500	88,000	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500
100,500	80,500	65,000	51,000	51	「中華民国」	112,500	92,500	77,000	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500
72,500	59,000	46,500	37,000	37	「大韓民国」	176,000	145,000	120,500	136,000	112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500
63,500	51,000	42,000	32,500	32	「中華人民共和国」	208,000	172,500	142,000	152,500	126,500	103,500	86,500	69,500	55,500	45,000	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500
100,500	80,500	65,000	51,000	51	「中華人民共和国」	69,500	55,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500						
117,500	94,000	75,500	60,500	60	「バンダラデシ」	145,000	119,000	99,000	85,000	68,000	55,500	45,000	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500			
82,000	65,000	52,500	42,000	42	「バンダラデシ」	168,000	139,000	114,000	80,500	65,000	51,000	45,000	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500			
95,500	75,500	62,000	49,500	49	「ラオス」	112,500	92,500	77,000	92,500	74,000	59,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500		
63,500	51,000	42,000	32,500	32	「ラオス」	145,000	119,000	99,000	92,500	74,000	59,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500		
82,000	65,000	52,500	42,000	42	「ラオス」	136,000	112,500	92,500	92,500	74,000	59,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500		
112,500	92,500	77,000	62,000	49,500	49	「ラオス」	176,000	145,000	120,500	92,500	74,000	59,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500	
120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	51	「コロンビア」	160,500	132,500	103,500	92,500	74,000	59,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500	
109,500	91,000	72,500	59,000	46,500	46	「コロンビア」	176,000	145,000	120,500	92,500	74,000	59,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500	
120,500	100,500	80,500	65,000	51,000	51	「コロナ共和国」	145,000	119,000	99,000	74,500	65,000	51,000	45,000	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500		
99,000	82,000	65,500	42,000	42	「コロナ共和国」	176,000	145,000	120,500	92,500	74,000	59,500	49,500	40,500	34,000	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500		
貿易統計(1) 総額輸出の概トットの原由 「ジャカルタ」																								
80,500	65,000	51,000	45,000	45	「ジャカルタ」	211,000	174,500	145,000	115,500	92,500	77,000	63,500	51,000	46,500	37,000	32,500	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500
92,500	74,000	59,500	49,500	49	「台北」	92,500	77,000	63,500	51,000	46,500	37,000	32,500	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500				
貿易統計(1) 総額輸出の概トットの原由 「香港」																								
79,000	60,500	55,500	49,500	49	「香港」	172,500	142,000	117,500	94,000	74,000	63,500	51,000	46,500	37,000	32,500	28,000	22,000	17,000	12,000	7,000	4,000	128,000	106,500	





## 五 沿岸漁業に係る漁場の保全に関する事業の

実施に関すること。

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

理由

最近におけるわが国水産業に係る諸情勢の推移にかんがみ、水産行政の強力な推進を図るため、水産庁の内部部局の再編整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空事故調查委員會設置法案

(目的) 第一条 二〇〇六年、抗密審改の廃止を明了する。

たための調査を適確に行なわせるため航空事故調査委員会を設置し、もつて航空事故の防止に寄与することを目的とする。

第一條 運輸省に、航空事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

〔新掌事務〕

**第三条** 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 航空事故（航空法（昭和二十一年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。以下同じ。）の原因を究明するための調査（以下「航空事故調査」という。）を行なうこと。

二 航空事故調査の結果に基づき、航空事故の防止のため講すべき策について勧告すること。

三 航空事故の防止のため講すべき施策について  
四 前三号に掲げる事務を行なうため必要な調査及び研究を行なうこと。

**第四条** 委員会は、委員長及び委員四人をもつて

第一類第一号 内閣委員会議録第四号 昭和四十八年二月二十二日

<p><b>組織する。</b></p> <p><b>委員のうち二人は、非常勤とする。</b></p> <p><b>委員長及び委員は、会務を総理し、委員会を代表する。</b></p> <p><b>委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。</b></p> <p><b>(委員長及び委員の任命)</b></p> <p><b>第五条 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができると認められる者のうちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命する。</b></p> <p><b>2 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、運輸大臣は、前項の規定にかかる、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。</b></p> <p><b>3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。</b></p> <p><b>4 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。</b></p> <p><b>一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの</b></p> <p><b>二 禁錮以上の刑に処せられた者</b></p> <p><b>三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者はこれら者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)若しくはこれらの者の使用人その他の従業者</b></p> <p><b>四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)又は使用者</b></p> <p><b>(任期)</b></p> <p><b>第六条 委員長及び委員の任期は、三年とする。</b></p>	<p><b>2 委員長及び委員は、再任されることができる。</b></p> <p><b>(罷免)</b></p> <p><b>第七条 運輸大臣は、委員長又は委員が第五条第4項各号の一に該当するに至ったときは、これらを罷免しなければならない。</b></p> <p><b>2 運輸大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、両議院の同意を得て、これらを罷免することができます。</b></p> <p><b>(会議)</b></p> <p><b>第八条 委員会は、委員長が招集する。</b></p> <p><b>2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</b></p> <p><b>3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</b></p> <p><b>4 委員長に事故がある場合の第一項の規定の適用については、第四条第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。</b></p> <p><b>(事務局)</b></p> <p><b>第九条 委員長及び委員は、職務上知ることのできない秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。</b></p> <p><b>2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</b></p> <p><b>3 委員長及び常勤の委員は、在任中、運輸大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に從事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。</b></p> <p><b>(給与)</b></p> <p><b>第十条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定めたる期間とする。</b></p>	<p><b>2 委員長及び委員は、非常勤とする。</b></p> <p><b>第三条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</b></p> <p><b>2 専門委員は、非常勤とする。</b></p> <p><b>(職務従事の制限)</b></p> <p><b>第十二条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故の原因に関するあるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該航空事故に関する航空事故調査に従事させてはならない。</b></p> <p><b>2 前項の委員長又は委員は、当該航空事故調査に関する委員会の会議に出席することができない。</b></p> <p><b>(事務局)</b></p> <p><b>第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。</b></p> <p><b>2 事務局は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。</b></p> <p><b>3 事務局長は、委員長の命を受け、局務を掌理する。</b></p> <p><b>4 事務局の内部組織は、運輸省令で定める。</b></p> <p><b>(航空事故調査)</b></p> <p><b>第十四条 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処分をすることができる。</b></p> <p><b>一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故の関係者(以下「関係者」という)から報告を徵すこと。</b></p> <p><b>二 航空事故の現場その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機その他の航空事故に關係のある物件を検査し、又は関係者に質問すること。</b></p> <p><b>三 関係者に出頭を求めて質問すること。</b></p> <p><b>四 航空機その他の航空事故に關係のある物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。</b></p>
--	---	--

の所有者、所持者若しくは保管者に對し當該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六 航空事故の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の職員に前各号に掲げる処分を、専門委員に同項第二号に掲げる処分をさせることができる。

3 前項の規定により第一項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(航空事故の発生の通報)

第十五条 運輸大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により航空事故について報告があつたとき、又は航空事故が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

#### (運輸大臣の援助)

第十六条 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、運輸大臣に対し、航空事故についての事実の調査又は物件の収集の援助その他必要な援助を求めることができる。

3 運輸大臣は、航空事故が発生したことを見たときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十四条第三項及び第四項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について適用する。

5 第十四条第三項及び第四項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をさせる場合について適用する。

6 第二十三条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

7 第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

8 第二十四条第一項第一号、同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定による処分に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

9 第二十四条第一項第二号、同条第二項若しくは第十六条第四項の規定による質問に對し陳述をせず、若しくは忌避し、又は告をせず、又は虚偽の陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

10 第二十四条第一項第五号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

11 第十八条の二 運輸省に、航空事故調査委員会を設置する。

12 第十九条 委員会は、航空事故調査を終えたときは、当該航空事故に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

13 第二十条 委員会は、航空事故調査を行なう場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講すべき施策について運輸大臣に勧告することができる。

14 第二十二条 委員会は、必要があると認めるときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

とができる。

#### (政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、委員会に關する事項は、政令で定める。

第二十三条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第二十四条第一項第一号、同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定による質問に對し陳述をせず、若しくは忌避し、又は告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六条 第二十四条第一項第五号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

第二十七条 第十八条の二 運輸省に、航空事故調査委員会を設置する。

第二十八条 第十九条 委員会は、航空事故調査を終えたときは、当該航空事故に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

第二十九条 委員会は、航空事故調査を行なう場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講すべき施策について運輸大臣に勧告することができる。

第三十条 委員会は、必要があると認めるときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

2 (最初の委員長及び委員の任命)

この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることかできないときは、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 運輸省設置法の一部改正

第二十一条 委員会は、必要があると認めるときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4 第二十二条 第二節の二 航空事故調査委員会

第二十三条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第二十四条第一項第一号、同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定による質問に對し陳述をせず、若しくは忌避し、又は告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六条 第二十四条第一項第五号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

第二十七条 第十八条の二 運輸省に、航空事故調査委員会を設置する。

第二十八条 第十九条 委員会は、航空事故調査を終えたときは、当該航空事故に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

第二十九条 委員会は、航空事故調査を行なう場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講るべき施策について運輸大臣に勧告することができる。

第三十条 委員会は、必要があると認めるときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

2 (最初の委員長及び委員の任命)

この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることかできないときは、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 運輸省設置法の一部改正

第二十一条 委員会は、必要があると認めるときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4 第二十二条 第二節の二 航空事故調査委員会

第二十三条 第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第二十四条第一項第一号、同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定による質問に對し陳述をせず、若しくは忌避し、又は告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六条 第二十四条第一項第五号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

第二十七条 第十八条の二 運輸省に、航空事故調査委員会を設置する。

第二十八条 第十九条 委員会は、航空事故調査を終えたときは、当該航空事故に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

第二十九条 委員会は、航空事故調査を行なう場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講るべき施策について運輸大臣に勧告することができる。

第三十条 委員会は、必要があると認めるときは、直ちに当該航空事故について事実の調査、物件の収集その他の委員会が航空事故調査を開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

五百八十八条第一号中「、百三十二条第一項」を削り、同条第一号中「、百三十二条第二項又は」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正  
四年法律第二百五十二条の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の次に次の二号を加える。  
十三の六 航空事故調査委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第二十四号を次のように改める。

二十四 航空事故調査委員会の非常勤の委員別表第一官職名の欄中「中央更生保護審査会委員長」を「中央更生保護審査会委員長」に、航空事故調査委員会委員長に改める。

(自衛隊法の一部改正)

委員会の常勤の委員に改める。

第五条の三第一項中「二人」を「一人」に改める。

第十一条を次のように改める。

(地方支分部局)

第五条の三第一項中「二人」を「一人」に改める。

第十一条 本省に次の地方支分部局を置く。

第一節 地方建設局

第十二条中「左に掲げる事務」を「次に掲げる事務」(筑波研究学園都市營繕建設本部)に改め、同条第一項中「、第百三十二条第一項及び第一項」を削り、同条に次の二項を加える。

第一節 筑波研究学園都市營繕建設本部  
(所掌事務)

第十五条の二 筑波研究学園都市營繕建設本部(以下「建設本部」という。)は、本省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 研究学園地区(筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三条)第二条第三項に規定する研究学園地区をいう。以下同じ)内に移転し、又は新設する国家機関の建築物の營繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行なうこと並びに関係国家機関に對してこれらの事務に關して必要な報告又は資料の提出を求めるること。

<p>行に伴い必要を生じた工事（これに関する調査を含む。）及び同号に掲げる營繕工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事（これに関する調査を含む。）を行なうこと。</p> <p><b>第五十五条の三 建設本部は、東京都に置く。</b></p> <p>建設本部の内部組織は、建設省令で定める。</p> <p>建設大臣は、建設本部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に建設本部の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。</p> <p>第二十一条の次に次の二条を加える。</p> <p><b>第二十二条 建設本部は、筑波研究学園都市建設法第二条第四項に規定する研究学園地区建設に基づく事業の実施に関する状況を勘査して政令で定める日まで置かれるものとする。</b></p> <p>この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。</p>	<p><b>理由</b></p> <p>筑波研究学園都市に移転し、又は新設する国試験研究機関等の施設の建設を推進するため、建設省の地方支分部局として、臨時に、筑波研究学園都市營繕建設本部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>通商産業省設置法の一部を改正する法律案</p> <p>通商産業省設置法の一部を改正する法律</p> <p>通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第一節特許厅」を 「第一節 資源エネルギー第一款 第二款 第三款 内部部局」に、「第二節 特許厅」</p>	<p><b>第三条 各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「輸出品の生産の振興その他」を削り、同条第三号中「を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成」を「及び適正化」に改め、同条第五号中「及びガス事業」を「ガス事業及び熱供給事業」に改め、同条第六号中「石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び」を「鉱物資源の開発及び電力等のエネルギーの供給の確保並びにこれらの」に改める。</b></p> <p>第五条 本省に、大臣官房及び次の七局を置く。 (内部部局)</p> <table border="0"> <tr> <td>立地公害局</td> <td>通商政策局</td> </tr> <tr> <td>貿易局</td> <td>産業政策局</td> </tr> <tr> <td>基礎産業局</td> <td>機械情報産業局</td> </tr> <tr> <td>生活産業局</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 大臣官房に調査統計部を、通商政策局に国際経済部及び経済協力部を、基礎産業局にアルコール事業部を置く。</p> <p>第六条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「通商局、企業局及び重工業局」を「通商政策局及び機械情報産業局」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。</p> <p>2 通商産業省に通商産業審議官一人を置く。</p> <p>第七条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第八号中「こう報を広報に改め、同項第九号中「行う」を「行なう」に改め、同項第十一号から第十三号までを削り、同項第十四号中「行う」を「行なう」に改め、「内部部局」の下</p>	立地公害局	通商政策局	貿易局	産業政策局	基礎産業局	機械情報産業局	生活産業局	
立地公害局	通商政策局									
貿易局	産業政策局									
基礎産業局	機械情報産業局									
生活産業局										



うこと。

八 基礎産業局の所掌に係る事業の発達、改善

及び調整を図ること。

2 アルコール事業部においては、前項第六号及

び第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十二条の見出しを「(生活産業局の事務)」に改

め、同条各号列記以外の部分中「織維雜貨局」を

「生活産業局」に、「左の」を「次の」に改め、同

条第一号中「左に」を「次に」に改め、「陶磁

器」を削り、「右に掲げるもの以外の織維工業品

及び雜貨工業品」を「陶磁器、ガラス、セメント

その他の建築材料(木材を除く)」に改め、同条第二号中「織維雜貨

工業品」に改め、同条第三号中「織維雜貨

局」を「生活産業局」に改める。

第十三条から第十六条まで 削除

第十八条の二及び第十八条の三を削る。

第十九条中「前四条」を「前二条」に、「の外」

を「のほか」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、

「通り」を「どおり」に改め、同項の表中「総合エネルギー調査会」

を「エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に關する総合的」を「産業技術審議会」

及び「鉱業審議会」に改め、鉱業審議会

の科学技術に関する事務を調査審議すること。

項を調査審議すること。

の項、石油及び可燃性天燃ガス資源開発審議会の

項、石油審議会の項、石炭鉱業審議会の項、産炭

地域振興審議会の項、電気事業審議会の項及び電

気主任技術者資格審査会の項を削る。

第二十七条各号列記以外の部分中「公害保安

局」を「立地公害局」に、「第九条の二第六号か

ら第九号まで、第十一号及び第十二号」を「第九

条の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第

十五号」に、「左に」を「次に」に改め、同条第

三十六条の四 資源エネルギー庁に、長官官房

及び次の三部を置く。

二号、第七号、第十一号、第十五号、第十七号及

び第二十号中「行う」を「行なう」に改める。

第三十二条第四項中「公害保安局」を「立地公

害局」に、「第九条の二第六号から第九号まで、

第十二号まで、第十四号及び第十五号」を改

め、同条各号列記以外の部分中「織維雜貨局」を

「生活産業局」に、「左の」を「次の」に改め、同

条第一号中「左に」を「次に」に改め、「陶磁

器」を削り、「右に掲げるもの以外の織維工業品

及び雜貨工業品」を「陶磁器、ガラス、セメント

その他の建築材料(木材を除く)」に改め、同条第二号中「織維雜貨

工業品」に改め、同条第三号中「織維雜貨

局」を「生活産業局」に改める。

石油部

石炭部

公益事業部

鉱物(石油、可燃性天然ガス、石炭及び重

炭を除く。次号において同じ。)及び重要土

石非金属鉱物製品

非鉄金属及び核燃料質たる非鉄金属製品

鉱物の埋蔵量の調査に関すること。(石油部

及び石炭部の所掌に係ることを除く。)

十五 長官官房の所掌に係る事業の発達、改善

及び調整を図ること。

十六 通商産業省の所掌に係る原子力の研究、

開発及び利用に関する事務を総括すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー

一 長官官房においては、資源エネルギー

二 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(長官官房の事務)

三 第三十九条の二 特許厅に特許技監一人を置く。

2 特許技監は、命を受けて工業所有権に関する

審査及び審判に関する事務のうち技術に関する

重要事項を総括整理する。

第三章中第二节を第三节とし、第一節を第二节

とし、第三十六条の次に次の一節を加える。

第一節 資源エネルギー庁

第一款 総則

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その

他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関する

こと。

三 長官の官印及び庁印を保管すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び

保存すること。

五 所掌事務に係る一般会計及び石炭及び石油

対策特別会計についての経費及び収入の予

算、決算及び会計並びに会計の監査に関する

こと。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考查を行なうこと。

八 庁務の総合調整を行なうこと。

九 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する

総合的な政策及び計画を立案すること。

十 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する

内外事情に關し、調査し、分析し、及び情報

十一 鉱業権の設定等に関する出願、登録その

他鉱山に關すること。(立地公害局の所掌に

係ることを除く。)

十二 次に掲げる鉱物、非鉄金属等の輸出、輸

入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用

物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び

調整を図ること。(本省の内部部局の所掌に

關係することを除く。)

十三 鉱物資源の開発に関すること。(石油部

及び石炭部の所掌に屬しない事務に關すこと。

十五 長官官房の所掌に係る事業の発達、改善

及び調整を図ること。

十六 通商産業省の所掌に係る原子力の研究、

開発及び利用の事務を総括すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー

一 長官官房においては、資源エネルギー

二 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(長官官房の事務)

三 第三十九条の二 特許厅に特許技監一人を置く。

2 特許技監は、命を受けて工業所有権に関する

審査及び審判に関する事務のうち技術に関する

重要事項を総括整理する。

第三章中第二节を第三节とし、第一節を第二节

とし、第三十六条の次に次の一節を加える。

第一節 資源エネルギー庁

第一款 総則

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その

他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関する

こと。

三 長官の官印及び庁印を保管すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び

保存すること。

五 所掌事務に係る一般会計及び石炭及び石油

対策特別会計についての経費及び収入の予

算、決算及び会計並びに会計の監査に関する

こと。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考查を行なうこと。

八 庁務の総合調整を行なうこと。

九 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する

総合的な政策及び計画を立案すること。

十 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する

内外事情に關し、調査し、分析し、及び情報

十一 鉱業権の設定等に関する出願、登録その

他鉱山に關すること。(立地公害局の所掌に

係ることを除く。)

十二 次に掲げる鉱物、非鉄金属等の輸出、輸

入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用

物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び

調整を図ること。(本省の内部部局の所掌に

關係することを除く。)

十三 鉱物資源の開発に関すること。(石油部

及び石炭部の所掌に屬しない事務に關すこと。

十五 長官官房の所掌に係る事業の発達、改善

及び調整を図ること。

十六 通商産業省の所掌に係る原子力の研究、

開発及び利用の事務を総括すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー

一 長官官房においては、資源エネルギー

二 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(長官官房の事務)

三 第三十九条の二 特許厅に特許技監一人を置く。

2 特許技監は、命を受けて工業所有権に関する

審査及び審判に関する事務のうち技術に関する

重要事項を総括整理する。

第三章中第二节を第三节とし、第一節を第二节

とし、第三十六条の次に次の一節を加える。

第一節 資源エネルギー庁

第一款 総則

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その

他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関する

こと。

三 長官の官印及び庁印を保管すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び

保存すること。

五 所掌事務に係る一般会計及び石炭及び石油

対策特別会計についての経費及び収入の予

算、決算及び会計並びに会計の監査に関する

こと。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考查を行なうこと。

八 庁務の総合調整を行なうこと。

九 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する

総合的な政策及び計画を立案すること。

十 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する

内外事情に關し、調査し、分析し、及び情報

十一 鉱業権の設定等に関する出願、登録その

他鉱山に關すること。(立地公害局の所掌に

係ることを除く。)

十二 次に掲げる鉱物、非鉄金属等の輸出、輸

入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用

物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び

調整を図ること。(本省の内部部局の所掌に

關係することを除く。)

十三 鉱物資源の開発に関すること。(石油部

及び石炭部の所掌に屬しない事務に關すこと。

十五 長官官房の所掌に係る事業の発達、改善

及び調整を図ること。

十六 通商産業省の所掌に係る原子力の研究、

開発及び利用の事務を総括すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー

一 長官官房においては、資源エネルギー

二 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(長官官房の事務)

三 第三十九条の二 特許厅に特許技監一人を置く。

2 特許技監は、命を受けて工業所有権に関する

審査及び審判に関する事務のうち技術に関する

重要事項を総括整理する。

第三章中第二节を第三节とし、第一節を第二节

とし、第三十六条の次に次の一節を加える。

第一節 資源エネルギー庁

第一款 総則

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その

他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関する

こと。









する。

附則第二十四条の三の見出し及び同条第一項中「の規定に該当して」を「に規定する抑留又は逮捕により」に改める。

附則第二十四条の五の前の見出し中「加算年及び加算年月数とみなされる年月数」を「加算年等」に改める。

附則第二十四条の九第一項中「及び附則第二十四条の三第二項」を「及び恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二号。以下「法律第二号」という。）による改正前」の附則第二十四条の三第二項」に「若しくは附則第二十四条の三第二項」を「若しくは法律第二号による改正前の附則第二十四条の三第三項」に改める。

附則第二十四条の十一第一項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第二十四条の十一を附則第二十四条の十三とし、附則第二十四条の十一の次に次の一条を加える。

第二十四条の十二 附則第二十四条の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則第二十四条第十項の規定（法律第七号による改正後の附則第二十四条の三第三項に係る部分に限る。）、附則第二十四条第十項の規定若しくは法律第

附則第二十四条の三の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十八年十月一日」と読み替えるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは、「昭和四十八年十月一日」とあるのは、「昭和四十八年十月一

日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料を受ける権利を取得した者は、昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十八年十月から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「公務員又は公務員に準ずる者」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の十一」を「第二十四条の十二」に、「第二十四条の十二」を「第二十四条の十三」に改める。  
附則第二十七条だし書中「二十四万円」を「二十九万六千六百六十円」に、「十八万円」を「十二万二千百二十円」に改める。  
附則第二十九条の前の見出し中「資格を失つた者」を「資格を失つた者等」に改める。  
附則第二十九条の二中「の規定に該当して」を「に規定する抑留又は逮捕により」に改める。  
附則第三十九条中「昭和二十六年法律第八十七号」附則第十項」を「昭和二十六年法律第八十七号」以下「法律第八十七号」という。附則第十項」に改める。

（外国特殊機関の職員期間のある者についての特例）  
第四十三条の二 附則第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二の規定は、附則第四十二条又は前条に規定する外國政府職員又は外國特殊法人職員に準ずべきものとして政令で定める外国にあつた特殊機関の職員（以下「外國特殊機関職員」という。）として在職したことのある公務員について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第三項から第三項まで及び第六項並びに第六項の規定は、前項の場合における前二項

とする。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二

四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは、「昭和四十八年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十八年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十八年十月」と読み替えるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（外國特殊機関職員となる前）の公務員としての在職年を除く。に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第四十四条を附則第四十五条とし、附則第四十三条の二の次に次の二条を加える。  
（准公務員期間の計算についての特例）  
第四十四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百八十四号）附則第八項又は法律第八十七号附則第六項若しくは第十項の規定により公務員に準ずる者（公務員に準ずる者とみなされる者を含む。）としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を公務員（公務員とみなされる者を含む。）としての在職年数に通算されている者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該通算されている年月数に相当する年月数を加えたものによる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第四十二条第二項第五項から第三項まで及び第六項並びに第六項の規定は、公務員としての在職年に基づき、一時恩給又は扶助料を受けた者がある場合における前二項

の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級

階級	仮定俸給年額
大将	一二、四〇〇、〇〇〇円
中将	一、九七九、〇〇〇円
少将	一、五四五、五〇〇円
大佐	一、三三五、三〇〇円
中佐	一、二六四、九〇〇円
少佐	九八二、九〇〇円
大尉	八二九、一〇〇円
中尉	六五四、八〇〇円
少尉	五五七、九〇〇円
准士官	五一三、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	四二〇、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹	三九二、五〇〇円
伍長又は二等兵曹	三八二、〇〇〇円
兵	三四九、六〇〇円
備考	各階級は、これに相当するもの
	を含むものとする。

附則別表第四中「二〇八、〇〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」と、「二八一、〇〇〇円」を「三一四六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二六〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「一四五、〇〇〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九二、〇〇〇円」に、「一三五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改める。

2 附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

仮定俸給年額	金	額	
二、四〇〇、〇〇〇円	二、三一四、六〇〇円	円」を「九六一、一五〇円」に、「六三一、五〇〇円」を「七七九、一五〇円」に、「五〇七、〇〇〇円」を「六一五、五〇〇円」に、「三八二、五〇〇円」を「四七一、七五〇円」に、「二九六、一五〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「三三二五、三〇〇円」を「二七九、〇〇〇円」に、「二二六四、九〇〇円」を「二五九、五〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「一四〇、七五〇円」に、「一四八、五〇〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「一〇一、一五〇円」を「一二五、二五〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九二、七五〇円」に改め、同条第三項を次のように改める。	
一、九七九、〇〇〇円	一、九三六、三〇〇円		
一、三二五、三〇〇円	一、二七六、九〇〇円		
一、二六四、九〇〇円	一、二〇四、一〇〇円		
九八二、九〇〇円	九四七、五〇〇円		
八二九、一〇〇円	七六五、六〇〇円		
六五四、八〇〇円	五九八、一〇〇円		
五五七、九〇〇円	五二五、七〇〇円		
五一三、一〇〇円	四六一、一〇〇円		
四二〇、一〇〇円	三八二、〇〇〇円		
三九二、五〇〇円	三六四、〇〇〇円		
三八一、〇〇〇円	三四九、六〇〇円		
三四九、六〇〇円	三〇七、三〇〇円		

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)を次のように改める。

第三条第二項ただし書中「十八万円」を「二十二万二千百円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改める。

附則第六条を次のように改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改める。

第六条 削除

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一類第一号 内閣委員会議録第四号 昭和四十八年二月二十一日

附則第十三条第一項の表中「七八〇、〇〇〇円」を「九六一、一五〇円」に、「六三一、五〇〇円」を「七七九、一五〇円」に、「五〇七、〇〇〇円」を「六一五、五〇〇円」に、「三八二、五〇〇円」を「四七一、七五〇円」に、「二九六、一五〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「三三二五、三〇〇円」を「二七九、〇〇〇円」に、「二二六四、九〇〇円」を「二五九、五〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「一四〇、七五〇円」に、「一四八、五〇〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「一〇一、一五〇円」を「一二五、二五〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九二、七五〇円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定より特例傷病恩給を受ける者に妻があるときは、二万八千八百円を当該特例傷病恩給の年額に加給し、同項の規定により特別項症から第六項症まで又は第一款症の特例傷病恩給を受ける者に恩給法第六十五条第三項から第五項までに規定する扶養家族があるときは、一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を当該特例傷病恩給の年額に加給する。

附則第十三条第四項中「三万六千円」を「七万一千円」に改める。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十五号)以下「法律第二百五十五号」という)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という)を除く。

附則第十二条を除き、以下同じ)若しくは公務員に準ずる者(法律第二百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という))を除く。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改める。

第六条 削除

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第三条 七十歳以上の者に給する普通恩給若しくは扶助料又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものに関する前条の規定の適用については、同条中「昭和四十八年十月分」とあるのは「昭和四十八年十月分(同月一日において七十歳未満である者(扶助料を受ける妻及び子を除く))については、七十歳に達する日の属する月の翌月分」と「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額の四段階上位の仮定俸給額(仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円未満で附則別表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給年額のうち、その額の直近下位の額の四段階上位の額をこえない範囲内において総理府令で定める額、仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円未満で附則別表に掲げる額に合致しないものにあつてはその額に二、五七一、〇〇〇円を二、三一四、六〇〇円で除して得た割合を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)」

2 前項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ずるものと含む。)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料などが併給されてゐた者で、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額がこれら併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

3 改正前の恩給法第六十五条第七項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は改正前の法

第四条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)について、昭和四十八年十月分以後、その年額に改定する改正前の恩給法第六十五条第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法別表第二号の年額に改定する。

第五条 昭和四十八年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお從前の例による。

第六条 第七項症の増加恩給については、昭和四十八年十月分以後、その年額(改正前の法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書においては、改正前の法律第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。

第七条 傷病年金については、昭和四十八年十月分以後、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。

第八条 特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以後、その年額(改正前の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)という)附則第十条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号(以下「法律第八十一号」という)附則第十条を改定する。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以後、その加給の年額を、二万八千八百円に改定する。

2 改正前の恩給法第六十五条第三項に規定する妻以外の扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以後、その加給の年額を、当該扶養家族の一人につき四千八百円(そのうち二人まで)を除く。以下同じ)又はこれらの者の遺

では、一人につき九千六百円)として算出して得た年額に改定する。

3 改正前の恩給法第六十五条第七項の規定によつては、適用しない。

では、一人につき九千六百円)として算出して得た年額に改定する。

律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

については、昭和四十八年十月分以後、その加給の年額を、扶養遺族の一人につき四千八百円（そのうち一人までは、一人につき九千六百円）として算出して得た年額に改定する。

### (旧軍人等の恩給年額の改定)

者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（同法附則第十三条第一項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなす。同法附則及び改正後の旧軍人等の遺

(法律第百五十五号附則第二十四条の三の改正  
族に対する恩給等の特例に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。  
等に伴う経過措置)

定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべ

き年月数を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以

降、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第百五十五号附則第二十九条の二の規定により新たに恩給を給されることとなる者の当該恩給の給与は、昭和四十八年十月から始めるものとする。

### 第十三条 恩給法の一部を改正する法律（昭和一）

号」(第十六年法律第八百一十七号)による改正前の恩給法第六十二条に規定する学校(以下「第四項の学校」という。)の教育職員(教育職員とみなされる者を含む。以下同じ。)が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の施行に伴い、引き続き同条第三項に規定する学校(以下「第三項の学校」という。)の教育職員となつた場合における第三項の学校の教育職員としての在職年を第四項の学校の教育職員として勤続した在職年とみなして同条第四項、法律第二百五十五号による改正前の法律第八十七号附則第十項、法律第二百五十五号附則第三十九条又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号)附則第十一条の規定を適用したとしたならば、これららの規定により勤続在職年についての加給が附せられるべきであつた普通恩給については、これらの規定の例により加給するものとする。

恩給年額の計算の基礎 となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一九七、八〇〇円	二四四、一〇〇円
一〇三、四〇〇円	二五六、八〇〇円
一一四、八〇〇円	二六五、一〇〇円
一一六、五〇〇円	二七九、五〇〇円
一一七、五〇〇円	二九三、一〇〇円
一二九、〇〇〇円	三〇七、三〇〇円
一六〇、三〇〇円	三一一、一〇〇円
一七一、九〇〇円	三三五、五〇〇円
一八三、三〇〇円	三四九、六〇〇円
一九五、〇〇〇円	三六四、〇〇〇円
二〇一、三〇〇円	三七三、〇〇〇円
二〇九、六〇〇円	三八二、〇〇〇円
二一八、一〇〇円	三九二、五〇〇円
二二〇、一〇〇円	四〇七、三〇〇円
二四〇、四〇〇円	四二〇、一〇〇円
二五〇、一〇〇円	四三一、一〇〇円
二六一、八〇〇円	四四六、五〇〇円
二七三、七〇〇円	四五一、一〇〇円
二八六、六〇〇円	四七七、一〇〇円
二九九、六〇〇円	四九三、一〇〇円
三一五、八〇〇円	五一三、一〇〇円
三四六、〇〇〇円	五二三、一〇〇円
四三九、三〇〇円	五四二、一〇〇円
四五二、一〇〇円	五五七、九〇〇円
	四七七、九〇〇円
	四八四、七〇〇円
	五九八、一〇〇円
	五六四、八〇〇円
	五六九、六〇〇円
	六九〇、五〇〇円
	七〇八、七〇〇円
	七二六、一〇〇円
	七五一、〇〇〇円
	七六五、六〇〇円
	八〇八、一〇〇円
	八二五、一〇〇円
	八五二、一〇〇円
	八九三、五〇〇円
	九三六、四〇〇円
	九四七、五〇〇円
	九八二、九〇〇円
	一〇三三、〇〇〇円
	一〇八二、八〇〇円
	一〇七六、九〇〇円
	一一三五、三〇〇円
	一一三三、四〇〇円
	一一一七六、九〇〇円
	一三八六、三〇〇円
	一四五七、一〇〇円
	一〇三四、八〇〇円
	一〇七四、〇〇〇円
	一一三五、三〇〇円
	一一三三、四〇〇円
	一三七八、七〇〇円
	一四四七、一〇〇円
	一五〇七、五〇〇円

一、二、五二、四〇〇円	一、五四五、五〇〇円
一、二八五、四〇〇円	一、五八六、二〇〇円
一、三四八、八〇〇円	一、六六四、四〇〇円
一、四一二、九〇〇円	一、七四三、五〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、七八三、四〇〇円
一、四七六、四〇〇円	一、八二一、九〇〇円
一、五四〇、一〇〇円	一、九〇〇、五〇〇円
一、五六九、一〇〇円	一、九三六、三〇〇円
一、六〇三、七〇〇円	一、九七九、〇〇〇円
一、六六七、二〇〇円	一、七〇五七、三〇〇円
一、七三六、六〇〇円	一、一四三、〇〇〇円
一、七七一、三〇〇円	一、一八七、〇〇〇円
一、八〇六、一〇〇円	一、一二三八、七〇〇円
一、八四一、五〇〇円	一、一七一、四〇〇円
一、八七五、七〇〇円	一、三一四、六〇〇円
一、九四四、九〇〇円	一、四〇〇、〇〇〇円
一、一〇一四、二〇〇円	一、四八五、五〇〇円
二、〇四八、四〇〇円	一、五二七、七〇〇円
二、〇八三、五〇〇円	一、五七一、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡）を含む。以下同じ。した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額に一・一三四（昭和四十六年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、一・一〇五）乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数

があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）、昭和四十七年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額等について所要の是正を行なうとともに、老齢者、傷病者等の恩給年額計算の基礎となる在職年に旧軍人等の加算年を算入し、及び老齢の文官等の恩給年額計算の基礎となる俸給年額としての在職期間を全部通算する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十八年三月三日印刷

昭和四十八年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局